

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年6月24日 |
| 【事業年度】 | 第116期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日） |
| 【会社名】 | アイカ工業株式会社 |
| 【英訳名】 | Aica Kogyo Company, Limited |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小野 勇治 |
| 【本店の所在の場所】 | 愛知県清須市西堀江2288番地 |
| 【電話番号】 | (052) 409 - 8000 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役財務統括部長 百々 聡 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 愛知県清須市西堀江2288番地 |
| 【電話番号】 | (052) 409 - 8261 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役財務統括部長 百々 聡 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第112期 | 第113期 | 第114期 | 第115期 | 第116期 |
|-------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成24年3月 | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 |
| 売上高 (百万円) | 95,071 | 101,353 | 141,096 | 143,843 | 150,061 |
| 経常利益 (百万円) | 10,771 | 12,640 | 14,748 | 15,885 | 16,352 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 5,986 | 7,633 | 8,221 | 10,137 | 9,962 |
| 包括利益 (百万円) | 6,047 | 8,818 | 12,736 | 15,325 | 8,297 |
| 純資産額 (百万円) | 76,191 | 85,006 | 94,389 | 107,226 | 112,501 |
| 総資産額 (百万円) | 102,997 | 119,301 | 131,812 | 147,017 | 153,434 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,166.27 | 1,263.11 | 1,405.27 | 1,581.17 | 1,654.14 |
| 1株当たり当期純利益金額 (円) | 92.78 | 117.95 | 126.77 | 155.99 | 152.62 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円) | 92.73 | 117.85 | 126.63 | 155.82 | 152.51 |
| 自己資本比率 (%) | 73.2 | 68.6 | 69.2 | 70.2 | 70.4 |
| 自己資本利益率 (%) | 8.2 | 9.7 | 9.5 | 10.4 | 9.4 |
| 株価収益率 (倍) | 12.8 | 14.7 | 18.1 | 17.9 | 15.5 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 8,402 | 9,479 | 11,228 | 13,080 | 14,612 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 4,386 | 18,312 | 4,851 | 143 | 7,025 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 2,403 | 2,363 | 1,950 | 1,912 | 4,849 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (百万円) | 30,114 | 18,981 | 23,772 | 35,220 | 37,449 |
| 従業員数 (名) | 1,874 | 3,434 | 3,482 | 3,467 | 3,745 |

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 臨時従業員の平均雇用人員数については、臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。

3 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第112期 | 第113期 | 第114期 | 第115期 | 第116期 |
|-------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成24年 3月 | 平成25年 3月 | 平成26年 3月 | 平成27年 3月 | 平成28年 3月 |
| 売上高 (百万円) | 83,799 | 95,491 | 101,195 | 98,053 | 97,304 |
| 経常利益 (百万円) | 8,891 | 11,136 | 12,099 | 12,299 | 11,993 |
| 当期純利益 (百万円) | 5,170 | 9,583 | 7,730 | 9,532 | 8,629 |
| 資本金 (百万円) | 9,891 | 9,891 | 9,891 | 9,891 | 9,891 |
| 発行済株式総数 (千株) | 67,590 | 67,590 | 67,590 | 67,590 | 67,590 |
| 純資産額 (百万円) | 68,490 | 76,801 | 82,978 | 91,725 | 97,000 |
| 総資産額 (百万円) | 91,631 | 103,714 | 109,442 | 119,718 | 123,380 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,059.27 | 1,184.47 | 1,277.02 | 1,404.57 | 1,485.17 |
| 1株当たり配当額 (円) | 34.00 | 36.00 | 38.00 | 43.00 | 46.00 |
| (うち1株当たり中間配当額) | (17.00) | (17.00) | (19.00) | (20.00) | (21.00) |
| 1株当たり当期純利益金額 (円) | 80.12 | 148.09 | 119.20 | 146.67 | 132.19 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円) | 80.08 | 147.96 | 119.06 | 146.52 | 132.10 |
| 自己資本比率 (%) | 74.7 | 74.0 | 75.7 | 76.6 | 78.6 |
| 自己資本利益率 (%) | 7.7 | 13.2 | 9.7 | 10.9 | 9.2 |
| 株価収益率 (倍) | 14.8 | 11.7 | 19.3 | 19.1 | 17.9 |
| 配当性向 (%) | 42.4 | 24.3 | 31.9 | 29.3 | 34.8 |
| 従業員数 (名) | 992 | 1,103 | 1,102 | 1,100 | 1,096 |

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 第112期の1株当たり中間配当額には、2円の記念配当を含んでおります。

3 臨時従業員の平均雇用人員数については、臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。

2【沿革】

当社は、昭和11年10月愛知時計電機株式会社より航空機用点火栓、航空機用安全硝子・強化硝子、接着剤の事業を引き継ぎ、資本金100万円で、同社内（名古屋市南区千年字船方15番地）に本社を置き、愛知化学工業株式会社として操業を開始しました。

| 年月 | 事項 |
|----------|---|
| 昭和11年10月 | 愛知化学工業株式会社として設立、本社を名古屋市南区千年字船方15番地に置く。 |
| 昭和14年7月 | 本社を名古屋市港区熱田前新田字中ノ組570番地に移転。 |
| 昭和19年3月 | 新川工場（現・本社工場：愛知県清須市西堀江2288番地）を設置、接着剤の生産。 |
| 昭和20年11月 | 本社を名古屋市中区南伊勢町1丁目3番地に移転。 |
| 昭和21年3月 | 新川工場（現・本社工場）にて製紙の生産。 |
| 昭和24年5月 | 本社を名古屋市中区南桑名町1丁目4番地に移転。 名古屋証券取引所に株式上場。 |
| 昭和27年11月 | 本社を名古屋市南区本星崎町字南割3320番地に移転。 |
| 昭和32年1月 | 愛知電装株式会社（名古屋市）を設立。 |
| 昭和32年3月 | 点火栓事業（星崎工場・桜田工場）を愛知電装株式会社に譲渡。 本社を新川工場（現・本社工場）に移転。 |
| 昭和33年11月 | 愛知電装株式会社を日本電装株式会社に譲渡。 |
| 昭和35年1月 | 新川工場（現・本社工場）にてメラミン化粧板の生産。 |
| 昭和37年7月 | 東京証券取引所市場第二部に株式上場。 |
| 昭和41年3月 | 甚目寺工場（愛知県あま市上萱津字深見24番地）を設置、新川工場（現・本社工場）より設備移設し接着剤の生産。 |
| 昭和41年6月 | 社名をアイカ工業株式会社と改称。 |
| 昭和43年2月 | 新星産業株式会社 - 現社名：アイカインテリア工業株式会社（愛知県小牧市）に資本参加。 （現・連結子会社） |
| 昭和43年7月 | アイカ中国株式会社（広島県三原市）を設立。 |
| 昭和43年8月 | 神田産業株式会社 - アイカ販売株式会社（東京都練馬区）に資本参加。 |
| 昭和43年12月 | 合弁でマレーシアアイカ社（マレーシア国・ペナン市）を設立。 |
| 昭和46年11月 | 製紙の生産を中止。 |
| 昭和48年2月 | 萬代化学工業株式会社 - 現社名：アイカハリマ工業株式会社（兵庫県加西市）に資本参加。 （現・連結子会社） |
| 昭和48年6月 | 住器建材製品の販売。 |
| 昭和49年3月 | 合弁でアイカインドネシア社（インドネシア国・ジャカルタ市、現在：西ジャワ州）を設立。 （現・連結子会社） |
| 昭和49年10月 | 本社を名古屋市中区丸の内二丁目20番19号に移転。 |
| 昭和52年9月 | ユニオン産業株式会社 - アイカユニオン産業株式会社（長野県下伊那郡阿智村）に資本参加。 |
| 昭和59年2月 | アジアプリント工業株式会社 - アイカテクノプリント株式会社（東京都調布市）に資本参加。 |
| 昭和59年6月 | 株式会社アイホー（名古屋市西区、現在：愛知県清須市）を設立。 |
| 昭和59年12月 | アイカ電子株式会社（岐阜県恵那市）を設立し、プリント配線板の生産。 |
| 昭和61年5月 | 東京証券取引所市場第一部に株式上場。 名古屋証券取引所市場第一部に株式上場。 |
| 昭和62年4月 | ヤマト電子株式会社 - アイカエレクトック株式会社（大阪府中央区）に資本参加。 |
| 平成元年2月 | 定款の一部変更を決議し、決算期を11月30日から3月31日に変更。 |
| 平成7年9月 | マレーシアアイカ社（マレーシア国・ペナン市）の株式を売却。 |
| 平成11年3月 | マイカラミネート社（マレーシア国・ペナン市）に資本参加。 |
| 平成11年6月 | 福島工場（福島県岩瀬郡鏡石町大字鏡田字深内町46番26）を設置、化成品の生産。 |
| 平成12年9月 | 本社を新川工場（現・本社工場）に移転。 合弁でテクノウッド社（インドネシア国・西ジャワ州）を設立。（現・連結子会社） |
| 平成13年3月 | ガンツ化成株式会社（大阪府中央区）に資本参加。 アイカユニオン産業株式会社を解散。 |
| 平成13年10月 | アイカ販売株式会社を吸収合併。 |
| 平成14年4月 | アイカ電子株式会社がアイカテクノプリント株式会社を吸収合併。 |
| 平成14年10月 | アイカ中国株式会社を吸収合併。 |

| 年月 | 事項 |
|----------|--|
| 平成14年11月 | 大日本色材工業株式会社（東京都千代田区）に資本参加。 |
| 平成15年 5月 | 昆山愛克樹脂有限公司（中国・昆山市）を設立。（現・連結子会社） |
| 平成15年 9月 | 合併で瀋陽愛克浩博化工有限公司（中国・瀋陽市）を設立。（現・連結子会社） |
| 平成17年 4月 | 大日本色材工業株式会社を吸収合併。 |
| 平成18年 8月 | 愛克樹脂貿易（上海）有限公司（中国・上海市）を設立。（現・連結子会社） |
| 平成20年10月 | 西東京ケミックス株式会社（東京都千代田区）に資本参加。（現・連結子会社） |
| 平成23年 6月 | アイカ・ラミネーツ・インディア社（インド国・グルガオン市、現在：ニューデリー市）を設立。（現・連結子会社） |
| 平成23年10月 | アイカ・ラミネーツ・インディア社がインドボンベイバーマ社の化粧板事業を譲受け。 |
| 平成24年 4月 | ガンツ化成株式会社を吸収合併。 |
| 平成24年 8月 | 台湾愛克工業股份有限公司（台湾・竹北市）を設立。 |
| 平成24年 9月 | アイカベトナム社（ベトナム国・ロンアン省）を設立。（現・連結子会社） |
| 平成24年12月 | ダイネア・アジア・パシフィック・ホールディング社（現・アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社）（シンガポール国）に資本参加。（現・連結子会社） |
| 平成26年 4月 | プリント配線板の製造・販売事業及びアイカ電子株式会社の行う事業の全てを吸収分割によりR I T Aエレクトロニクス株式会社及びR I T Aエレクトロプロダクツ株式会社に承継。アイカエレテック株式会社をR I T Aエレクトロニクス株式会社に譲渡。 |
| 平成27年 3月 | アイカ電子株式会社を清算結了。 |
| 平成27年 9月 | アイカS D Kフェノール株式会社（群馬県伊勢崎市）に資本参加。（現・連結子会社） |
| 平成27年10月 | アイカテック建材株式会社（東京都中央区、現在：東京都練馬区）に資本参加。（現・連結子会社） |

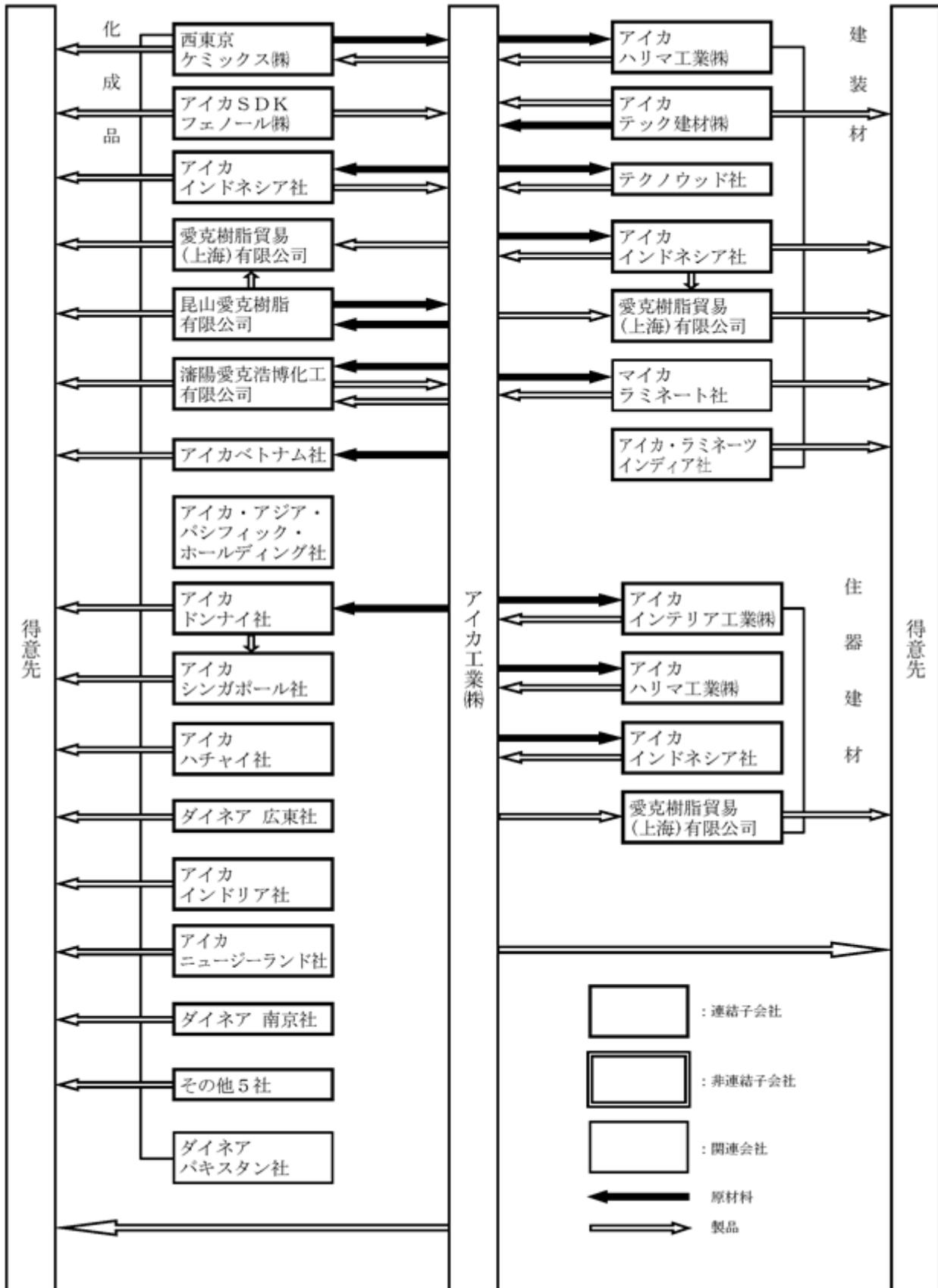
3【事業の内容】

当社グループは、アイカ工業株式会社（当社）、子会社28社及び関連会社2社により構成されており、化成
 品、建装材、住器建材の製造及び販売を国内外のグループ各社が相互協力のもとに密接に連携し、開発、生産及
 び販売活動を行っております。

事業の内容と当社、子会社及び関連会社の当該事業における位置づけ、ならびにセグメントとの関連は次の
 おりであります。

| 事業区分 | 主要製品 | 主要な会社 |
|------|-----------------------------------|--|
| 化成品 | 外装・内装仕上塗材、塗り床材、 各種接着剤、有機微粒子、他 | 当社、西東京ケミックス㈱、アイカSDKフェノール㈱、 アイカインドネシア社、昆山愛克樹脂有限公司、 瀋陽愛克浩博化工有限公司、 愛克樹脂貿易（上海）有限公司、 アイカベトナム社、 アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社、 アイカ ドンナイ社、アイカ ハチャイ社、 アイカ シンガポール社、ダイネア 広東社、 アイカ インドリア社、アイカ ニュージーランド社、 ダイネア 南京社、その他 6社 |
| 建装材 | メラミン化粧板、化粧合板 | 当社、アイカハリマ工業㈱、アイカテック建材㈱、 アイカインドネシア社、テクノウッド社、 マイカラミネート社、 愛克樹脂貿易（上海）有限公司、 アイカ・ラミネーツ・インディア社 |
| 住器建材 | 室内用ドア、インテリア建材、 カウンター、収納扉、不燃化粧材 | 当社、アイカインテリア工業㈱、アイカハリマ工業㈱、 アイカインドネシア社、愛克樹脂貿易（上海）有限公司 |

上記の事業区分・主要製品と、別記セグメント情報における事業区分・主要製品とは同一であります。
 上に述べた事項を、事業系統別に示した概要図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 主要な事業 の内容 | 所有割合 (%) | 被所有 割合 (%) | 役員の 兼任 | 資金援助 (百万円) | 営業上の取引 | その他 |
|---|-------------------------------|------------------------------|----------------------|--------------------|------------------|-----------|---------------|-------------------------|----------|
| (連結子会社) | | | | | | | | | |
| アイカインテリア工業(株) | 愛知県小牧市 | 75 | 住器建材 | 100.00 | - | - | - | 建築材の 二次加工委託 | 土地の一部賃貸 |
| アイカハリマ工業(株) (注)3 | 兵庫県加西市 | 72 | 建築材、 住器建材 | 100.00 | - | 1 | - | 建築材、 住器建材の 製造委託 | - |
| 西東京ケミックス(株) | 東京都千代田 区 | 60 | 化成品 | 100.00 | - | 1 | 200 | 化成品原材料 の仕入 | 事務所の一部賃貸 |
| アイカSDKフェノール(株) | 群馬県伊勢崎 市 | 305 | 化成品 | 85.00 | - | 1 | 650 | 化成品製品の 仕入 | 事務所の一部賃貸 |
| アイカテック建材(株) | 東京都練馬区 | 450 | 建築材 | 100.00 | - | 3 | 1,800 | 建築材原材料 の仕入 | 事務所の一部賃貸 |
| アイカインドネシア社 (注)2 | インドネシア 国西ジャワ州 | 3,950 千米ドル | 化成品、 建築材、 住器建材 | 48.71 | - | 1 | - | 建築材、住器 建材の製造委 託 | - |
| テクノウッド社 | インドネシア 国西ジャワ州 | 3,300 千米ドル | 建築材 | 78.18 | - | 1 | - | 建築材の 製造委託 | - |
| 昆山愛克樹脂有限公司 | 中国昆山市 | 5,700 千米ドル | 化成品 | 100.00 | - | 1 | 169 | 化成品原材料 の販売 | - |
| 瀋陽愛克浩博化工 有限公司(注)2 | 中国瀋陽市 | 1,100 千米ドル | 化成品 | 50.00 | - | 1 | - | 化成品原材料 の販売 | - |
| 愛克樹脂貿易(上海) 有限公司 | 中国上海市 | 1,500 千米ドル | 化成品、 建築材、 住器建材 | 80.67 | - | 1 | - | 化成品、建築 材、住器建材 の販売 | - |
| アイカ・ラミネーツ・ インディア社(注)3 | インド国 ニューデリー 市 | 808百万 ルピー | 建築材 | 95.67 | - | 1 | - | - | - |
| アイカベトナム社 | ベトナム国 ロンアン省 | 1,500 千米ドル | 化成品 | 100.00 | - | - | 16 | 化成品原材料 の販売 | - |
| アイカ・アジア・ パシフィック・ ホールディング社 (注)3 | シンガポール 国 | 145百万 シンガ ポールドル | 持株会社 | 100.00 | - | 2 | - | - | - |
| アイカ ドンナイ社 (注)4 | ベトナム国 ホーチミン市 | 63,289百万 ベトナム ドン | 化成品 | 100.00 (100.00) | - | - | - | 化成品原材料 の販売 | - |
| アイカ ハチャイ社 (注)4 | タイ国 ソクラール県 | 165百万 タイバーツ | 化成品 | 51.00 (51.00) | - | 1 | - | - | - |
| アイカ シンガポール社 (注)4 | シンガポール 国 | 9百万 シンガポ ールドル | 化成品 | 100.00 (100.00) | - | - | - | 化成品原材料 の販売 | - |
| ダイネア 広東社 (注)4 | 中国高要市 | 78百万 人民元 | 化成品 | 100.00 (100.00) | - | - | - | - | - |
| アイカ インドリア社 (注)4 | インドネシア 国 ジャカルタ州 | 7,241百万 インドネ シア ルピア | 化成品 | 51.00 (51.00) | - | 3 | - | 化成品原材料 の販売 | - |
| アイカ ニュージーランド社 (注)4 | ニュージー ランド国 ニュープリマ ス市 | 9百万 ニュージー ランドドル | 化成品 | 100.00 (100.00) | - | - | - | - | - |
| ダイネア 南京社 (注)3,4 | 中国南京市 | 141百万 人民元 | 化成品 | 100.00 (100.00) | - | - | - | - | - |
| その他 5社 | | | | | | | | | |
| (持分法適用関連会社) ダイネア パキスタン社 (注)4 | パキスタン国 カラチ市 | 94百万 パキスタン ルピー | 化成品 | 24.99 (24.99) | - | - | - | - | - |

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2 アイカインドネシア社及び瀋陽愛克浩博化工有限公司は議決権の所有割合は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としております。
 3 特定子会社に該当しております。
 4 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|----------|---------|
| 化成品 | 2,325 |
| 建装材 | 942 |
| 住器建材 | 436 |
| 全社(共通) | 42 |
| 合計 | 3,745 |

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 臨時従業員数の平均雇用人員数については、臨時従業員の総数が従業員の100分の10未満のため記載を省略しております。なお、臨時従業員の範囲は、アルバイト、パートタイマー及び嘱託契約の従業員としております。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 1,096 | 38歳 9ヶ月 | 15年 2ヶ月 | 6,331 |

| セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|----------|---------|
| 化成品 | 494 |
| 建装材 | 385 |
| 住器建材 | 175 |
| 全社(共通) | 42 |
| 合計 | 1,096 |

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 臨時従業員数の平均雇用人員数については、臨時従業員の総数が従業員の100分の10未満のため記載を省略しております。なお、臨時従業員の範囲は、アルバイト、パートタイマー及び嘱託契約の従業員としております。

(3) 労働組合の状況

アイカ工業労働組合は昭和21年5月に結成され平成28年3月31日現在組合員数は879名であり、上部団体には加盟していません。なお、連結子会社の一部において労働組合が組織されております。
 また、労使間は円満で協調的であり、特記事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日本銀行による経済・金融政策の効果を背景に、企業収益や雇用・所得環境の改善が見られ、緩やかな回復基調が続きましたが、海外経済の減速や為替・株安の変動リスクなど懸念材料もあり、先行き不透明な状況となっております。一方、アジア・オセアニア経済は、各国政府の公共投資拡大や金融緩和等の政策による下支えがあったものの、中国、インドネシア等において緩やかな景気減速が続きました。

国内建築市場におきましては、政府による住宅取得支援策等により住宅着工は回復しましたが、非住宅関連は、店舗・公共物件を中心に着工面積の減少が見られ、本格的な回復には至っておりません。

このような経営環境の下、当社グループは、医療・介護施設をはじめとする非住宅市場及びリフォームなどの成長分野に対する営業活動の強化、アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社及びその子会社とのシナジーの追求、アジア地域におけるメラミン化粧板の拡販、機能材料事業の強化などに取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は150,061百万円（前連結会計年度比4.3%増）、営業利益は16,184百万円（前連結会計年度比6.6%増）、経常利益は16,352百万円（前連結会計年度比2.9%増）となりました。なお、特別利益の減少（前年はプリント配線板事業売却による事業譲渡益発生）により親会社株主に帰属する当期純利益は9,962百万円（前連結会計年度比1.7%減）となりました。

また、1株当たり当期純利益は152.62円となり、ROEは9.4%（前連結会計年度比1.0ポイント減）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。なお、セグメント間の内部売上は除いております。

(化成品セグメント)

接着剤系商品は、国内では、木工用汎用接着剤が堅調に推移したものの合板用接着剤及び集成材用接着剤が苦戦し横ばいで推移しました。海外では、アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社の子会社が、アジア太平洋地域における接着剤・産業用樹脂の需要を取り込むことができた結果、連結業績に大きく寄与いたしました。

樹脂系商品は、橋梁などの補修・補強材「ダイナミックレジン」や水系硬質ウレタン樹脂系塗床材「ピューール」が補修・補強・改修市場の需要を取り込んだものの、外装・内装仕上塗材「ジョリパット」が前年を下回り、全体としては横ばいで推移しました。

非建築分野への取り組みとして注力している機能材料事業につきましては、電子材料が順調に推移し売上を伸ばすことができましたが、有機微粒子や太陽電池向け接着剤が低迷した結果、前年を下回りました。

なお、昭和電工株式会社のフェノール樹脂事業を譲り受けたアイカSDKフェノール株式会社については、9月1日より連結業績に組み入れております。

このような結果、売上高は77,269百万円（前連結会計年度比2.9%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は5,417百万円（前連結会計年度比15.9%増）となりました。

(建装材セグメント)

国内市場においては、アイテムを大幅拡充し営業強化を進めている粘着剤付化粧フィルム「オルティノ」を大きく伸ばすことができましたが、主力市場である非住宅建設需要が振るわず汎用的な化粧板や化粧ボードが低調に推移し、売上は伸び悩みました。一方、海外市場においては、インドやインドネシアを中心に売上を伸ばし、全体としては前年を上回りました。

なお、三菱マテリアル建材株式会社の建材事業を譲り受けたアイカテック建材株式会社については、10月1日より連結業績に組み入れております。

このような結果、売上高は36,451百万円（前連結会計年度比13.6%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は6,843百万円（前連結会計年度比2.3%増）となりました。

(住器建材セグメント)

不燃化粧材「セラルル」は、リフォーム・リノベーション市場においては売上を伸ばすことができましたが、新築住宅向けキッチンパネル用途や、医療・介護施設、教育施設向け壁用途は苦戦し、横ばいで推移しました。ポストフォーム・カウンター商品は、戸建住宅や集合住宅向けの「Rスタイルカウンター」の売上を伸ばすことができましたが、医療・介護施設、教育施設の需要が振るわず低調に推移しました。インテリア建材は医療・介護施設向け機能引戸「U.D.（ユニバーサルデザイン）コンフォートシリーズ」が苦戦し前年を下回りました。

このような結果、売上高は36,339百万円（前連結会計年度比0.9%減）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は5,995百万円（前連結会計年度比1.3%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度に比べ、2,228百万円増加し、37,449百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるネットキャッシュ・フローは、14,612百万円の資金増加（前連結会計年度は13,080百万円の資金増加）となりました。この主たる内容は、税金等調整前当期純利益が16,352百万円（前連結会計年度は17,266百万円）となったこと、減価償却費が3,510百万円（前連結会計年度は3,117百万円）となったこと等の増加要因があったことと、売上債権の1,682百万円増加（前連結会計年度は408百万円）及び法人税等の支払額5,727百万円（前連結会計年度は6,526百万円）等の減少要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるネットキャッシュ・フローは、7,025百万円の資金減少（前連結会計年度は143百万円の資金減少）となりました。この主たる内容は、有形固定資産の取得による支出2,843百万円（前連結会計年度は3,175百万円）及び連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出4,225百万円等の減少要因があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるネットキャッシュ・フローは、4,849百万円の資金減少（前連結会計年度は1,912百万円の資金減少）となりました。この主たる内容は、配当金の支払2,872百万円（前連結会計年度は2,545百万円）、短期借入金の純増減額880百万円（前連結会計年度は30百万円）等の減少要因があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (百万円) | 前年同期比(%) |
|----------|---|----------|
| 化成品 | 59,649 | 105.1 |
| 建装材 | 22,912 | 121.4 |
| 住器建材 | 17,287 | 94.5 |
| 合計 | 99,849 | 106.3 |

- (注) 1 金額は売価換算値によっており、セグメント間の内部振替後の数値によっております。
 2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは主として見込み生産を行っているため、記載すべき事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (百万円) | 前年同期比(%) |
|----------|---|----------|
| 化成品 | 77,269 | 102.9 |
| 建装材 | 36,451 | 113.6 |
| 住器建材 | 36,339 | 99.1 |
| 合計 | 150,061 | 104.3 |

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 当社グループの対処すべき課題

今後の景気動向につきましては、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が継続することが期待されますが、海外経済の減速や為替・株安の変動リスクなど懸念材料もあり、景気の下振れリスクが残っています。

当社グループは、このような経営環境を十分認識し、非住宅市場への取り組み強化、補修・補強・改修市場などの成長市場の取り込み、海外事業と機能材料事業の強化による更なる成長の実現、顧客ニーズにマッチしたスピード感ある新商品開発、ならびにアイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社および新規連結に加わったアイカSDKフェノール株式会社、アイカテック建材株式会社とのシナジーの発現を図ってまいります。

当社グループは、コンプライアンス（法令遵守）とCSR（企業の社会的責任）を重点方針に掲げ、社会から一層信頼される企業を目指し邁進してまいります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針について当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

当社は、平成19年6月22日開催の第107回定時株主総会にて株主の皆様のご賛同をいただき「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます）を導入・運用しております。

（本プランの内容）

・ 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

・ 基本方針の実現に資する取組み

1. 中長期的な会社の経営戦略

アイカグループは、共生の理念のもと、たえざる革新により新しい価値を創造し、社会に貢献して「真にお客さまに選ばれる企業集団 - グッドカンパニー」を目指しています。

また、グループ全体の企業価値の増大が社会の利益にもつながると認識し、企業価値の継続的な増大のため『スピード・効率・変革』をスローガンにしております。

当社グループにおきましては、以下の項目に重点を置き経営を進めています。

素材メーカーとしての特徴を活かし、素材連携に基づいた独創性のある商品展開を進めます。

「地球環境の保全」と「地域との調和」を図り、環境にやさしい商品を開発します。

事業分野におけるナンバーワン商品を拡充します。

海外における生産・販売拠点の充実を図り、グローバル展開を推進します。

連結経営とフリー・キャッシュ・フロー重視の経営体質を構築します。

以上の基本方針のもと、平成25年4月からは新たに中期4ヵ年計画をスタートさせました。この目標達成のために、1) 改修・リフォーム・医療介護などの成長分野への取組強化と用途開発による国内中核事業の持続的成長、2) 海外事業・機能材料事業の展開加速を通じた事業構造の変革、3) 生産・調達のグローバル最適化と原価低減の推進、4) 事業環境の変化とグローバル化に即した組織運営と人材強化を重点的に進め、株主・顧客などのステークホルダーから絶大な信頼を得られるよう取り組んでまいります。

2. コーポレートガバナンス（企業統治）の推進

当社は「コーポレートガバナンス（企業統治）の強化」を通じて、グループ会社とともに企業価値および株主共同の利益の確保・向上を実現させていきたいと考えています。

基本規程として「行動規範」を策定し、企業理念の精神を具体化した役員および社員の「行動指針」として定めていきます。更に、全社横断組織として「企業倫理委員会」を設置するなど企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性、効率性、健全性を向上すべく推進しています。

経営の体制として、業務執行と監督機能区分を明確化するため、執行役員制度を導入しております。取締役会は、経営の透明性・客観性を確保するため社外取締役を含む取締役にて構成しております。監査役会は、

監査役監査の透明性、公平性を確保するため社外監査役を含む監査役にて構成しております。また、平成28年4月より任意の諮問委員会として、社外役員を主な構成員とする「ガバナンス委員会」を設置し、企業の持続的な成長と統治機能の更なる充実を目指しています。

当社では多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くため、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以上のような施策を実施しております。これら取組みは上記 . の基本方針の実現にも資するものと考えています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記 . に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式の大規模買付が行なわれようとする場合、株主の皆様へ適切な判断をいただくためには、大規模買付を行おうとする者および当社取締役会等からの十分な情報提供と、株主の皆様が検討を行うに相当な期間が必要不可欠と考えております。しかしながら、株主の皆様への十分な情報提供もなく、あるいは取締役会からの意見・代替案の提示などを行う期間もないまま、一方的に大量の株式の買付が行われる例も見受けられます。そのため、当社は、企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため、本プランにおいて大規模買付を行う際の手続きに関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます）を設定し、大規模買付ルールの遵守を大規模買付を行なおうとする者に求めることで、株主の皆様が十分な情報や検討期間を得られないまま判断を迫られる事態を回避するとともに、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する買付行為を防止することといたしました。

2. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、 事前に大規模買付者に取締役会に対する必要かつ十分な情報の提供を求め、 取締役会による一定の評価期間が経過した後にはじめて大規模買付が開始される、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 本プランの対象となる大規模買付等

本プランは、以下の()または()に該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

()当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付

()当社が発行者である株式等について、公開買付者に係る株式等の株式等所有割合およびその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(2) 意向表明書の事前提出の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約および以下の内容等を記載した意向表明書を日本語でご提出いただきます。

大規模買付者の名称、住所

設立準拠法

代表者の氏名

国内連絡先

提案する大規模買付行為の概要等

(3) 必要情報の提供の要求

当社は、大規模買付者に対し、上記(2)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付行為に対する株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要な情報(以下、「本必要情報」といいます)のリストを交付しますので、大規模買付者は、リスト記載の本必要情報を当社に提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および組員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます)

大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます)

大規模買付行為の対価の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます)

大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます)

大規模買付行為の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは株主の皆様判断および当社取締役会・第三者委員会の意見形成に不十分と当社取締役会および第三者委員会が合理的に判断した場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます(以下、この期間を「情報提供期間」といいます)。

但し、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求め、情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60営業日に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに「取締役会評価期間(4)にて後述します)」を開始するものとします(但し、大規模買付者側から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります)。

大規模買付行為の提案があった事実および取締役会に提供された本必要情報は、取締役会および第三者委員会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(4) 取締役会による評価期間等

取締役会による評価期間は、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じ、最大60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式買付の場合)または最大90日間(その他の大規模買付の場合)を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます)とします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、取締役会は外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家)の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。必要に応じ、大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(5) 第三者委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するための仕組みとして、第三者委員会を設置しております。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役ならびに社外有識者の中から選任します。

本プランについては、下記3(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置は行わず、下記3(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、対抗措置をとる場合があると、対抗措置の発動に関する客観的な要件を設定しております。その判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問

し、第三者委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、遵守をしているとしても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと合理的に認められるか、十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として、当該買付提案についての反対意見の表明あるいは代替案の提示により株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社取締役会は、当該大規模買付行為が以下～のいずれかに該当し、その結果として当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、例外的に当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的の大規模買付行為（いわゆるグリーンメーラーである場合）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的の大規模買付行為

当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定の大規模買付行為

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的の大規模買付行為

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付等の株式の買付を行うことをいいます）等の、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある大規模買付行為

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、またはその他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。

(3) 対抗措置の内容

本プランにおいては、上記(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記(1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、および上記(2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、まず取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、遵守をしているとしても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと合理的に認められるか、十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。

取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

新株予約権の無償割当をする場合には、大規模買付者でないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなどの行使条件および取得条件を設けることがあります。

(4) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)または(2)において、当社取締役会が対抗措置を講ずることを決定した後に当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の中止または停止を行うことがあります。対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合において、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど、対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断したときには、当該新株予約権の無償割当てについて設定した基準日にかかる権利落日の前日までの間は、第三者委員会の勧告を受けた上で新株予約権無償割当ての中止をすることができるものとし、新株予約権無償割当て後においては、第三者委員会の勧告を受けた上で当社が無償で新株予約権を取得する方法により、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。このような対抗措置発動の停止等を行う場合は速やかに情報開示を行います。

4. 株主・投資家に与える影響

(1) 本プランが株主および投資家の皆様に与える影響等

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を、株主の皆様を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランは株主および投資家の皆様が投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応策が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向に十分ご注意ください。

(2) 対抗措置の発動が株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、上記3.のとおり、対抗措置をとることがありますが、取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する東京証券取引所および名古屋証券取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合は、取締役会で別途定める一定の日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い当該新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することになった際に、法令および当社が上場する東京証券取引所および名古屋証券取引所の上場規則等にしたがって、別途お知らせいたします。

なお、第三者委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います）を行う場合、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じず、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置がとられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

5. 本プランの適用開始、有効期間、継続および廃止

本プランの有効期間は、平成31年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までであり、以降につきましても、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます）については定時株主総会の承認を経ることとしております。

但し、その有効期間中であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。なお、当社取締役会は、今後の司法判断の動向や、当社が上場する東京証券取引所および名古屋証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランの見直し等、適宜・適切な措置を講じてまいります。その際における本プランの変更は、都度株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同を得たうえで行うこととしております（法令改正もしくは当社の上場する東京証券取引所および名古屋証券取引所の上場規則変更等による文言の変更といった軽微な修正につきましては、第三者委員会の承認を得たうえで、当社取締役会にて修正することがあります）。

・本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

本プランは、上記 . に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合に、当該大規模買付に応じるか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的に導入するものであり、上記 . に述べた会社支配に関する基本方針に沿うものです。

よって、当社取締役会は、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。その具体的な理由は以下のとおりです。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定めている三原則を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得たうえで継続しております。また、上記 . 5 に記載のとおり、定時株主総会においてご賛同頂いた後も、その後の当社株主総会にて変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および公正性を担保するための仕組みとして、第三者委員会を設置しています。第三者委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者の中から選任される委員3名以上により構成されます。

また、第三者委員会の判断の概要については、適時適切に株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値および株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的かつ客観的な発動要件の設定

上記 . 3 に記載のとおり、本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 ．5 に記載のとおり、本プランは当社取締役会によりいつでも廃止できるものとされており、従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができず、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであり、事業等のリスクについてはこれらに限られるものではありません。

(1) 特定の部門における建設需要及びリフォーム需要の依存度

当社製品は、最終製品ではなく部材に特化しているとともに、幅広い分野に浸透しているため、当社グループの業績は、特定の市場環境による大きな影響を受けにくくなっております。ただし、当社製品の中で売上構成比の高い建装材部門及び住器建材部門の製品は、主に住宅、店舗、病院等の建設及びリフォームにおいて使用されております。また、化成品部門における外装・内装仕上塗材、塗り床材についても住宅建設資材として使用されております。このため、住宅の建設需要及びリフォーム需要のほか、店舗及び病院等の建設需要及びリフォーム需要が減少した場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 主要原材料価格の変動、主要原材料部品の調達

当社グループは、コストダウンと調達の安定性のバランスを念頭において事業を行っておりますが、原油・ナフサ価格等の高騰、中国を中心とするアジア市場の活況による原材料の需給バランスの不均衡により主要原材料価格の高騰が進んだ場合、及び供給メーカーの事情により特定原材料の調達が困難となり生産活動に支障をきたした場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 製品の品質、製造物責任

当社グループは、国際的な品質マネジメントシステム規格であるISO9001に従って各種製品を製造・販売しておりますが、全ての製品について欠陥が無く将来クレームが発生しないという保証はありません。また、製造物責任賠償保険に加入しておりますが、万一、製造物責任賠償保険で十分に填補できない製品の欠陥による損失が発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 市場ニーズ、顧客ニーズの変化への対応

当社グループは、オリジナル製の高い技術開発を進め、安全・安心・健康・省エネルギーに配慮し、変動する国内外の市場ニーズや顧客ニーズにマッチした競争力のある新商品開発を推進しております。しかしながら、市場ニーズや顧客ニーズの変化に適切に対応できない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 情報セキュリティ

当社グループは、事業遂行に関連し、多くの個人情報や機密情報を有しております。これら各種情報の取り扱いについては万全の体制を整えておりますが、不測の事態により情報の流出・漏洩が発生した場合には、対応に多額の費用負担が生じたり社会的信用が低下することにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 環境保全

化成品、建装材の製造の過程で使用される原材料の中には、人の健康や生態系に影響を与える物質も含まれております。当社グループは、環境保全に係る法規制を遵守し、土壌汚染、水質汚染等の環境汚染防止に取り組んでおりますが、万一、当社グループの事業活動に起因する環境汚染が発生した場合には、対応に多額の費用負担が生じたり社会的信用が低下することにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 海外での事業展開

当社グループは、海外生産拠点の充実と資材調達のグローバル化を進め、積極的に海外での事業展開を推進しております。そのため、予期しない法令・税制・規制の変更、輸送遅延や電力停止などの社会インフラ未整備による社会混乱、政治変動、戦争テロ、天災地変など不可避のリスクが内在しており、これらのリスクが発生した場合、事業の遂行に問題が生じ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 為替相場の変動

当社グループは、外貨建の取引における変動リスクに対しては先物為替予約を締結しリスクの軽減に努めておりますが、海外拠点の事業拡大に伴い外貨建収益・費用が増加してきており、為替相場の変動により外貨建収益・費用の円貨換算額が大きく増減し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 大規模災害と事故

当社グループは、大規模災害や事故により重要な事業を中断させないこと、また万一、事業活動が中断した場合においても残存する能力で目標復旧時間までに重要な事業を再開させることを目的に、事業継続計画（Business Continuity Plan：BCP）を策定し緊急時の対策を講じておりますが、想定外の大規模災害や事故等が発生した場合には、事業所の機能停止、製造設備等の損壊等の被害により事業活動の継続に影響を及ぼし、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 法的規制

当社グループの主要製品である化成品分野、建装材分野に関しては、環境規制が厳しくなっており、環境配慮型商品への対応が必要不可欠となっております。今後も、建築基準法によりVOC規制（揮発性有機化合物に関する規制）が強化される可能性があります。当社グループは、常に規制の対象と考えられる物質への対応に取り組んでおりますが、法規制の強化がなされた場合や製品開発の動向によっては、当社グループの業績に影響を与える場合があります。

5 【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、主として有価証券報告書提出会社であるアイカ工業株式会社にて行っております。その内容は、以下のとおりであります。

当社は、オリジナル性の高い技術開発を進め、安全・安心・健康、省エネルギーに配慮し、変動する国内外の市場ニーズにマッチした競争力のある新商品開発を推進しております。また、スマートフォン、タブレットPC関連材料やLED関連材料などの機能材料事業を強化し育成すると共に海外事業の拡大に注力しております。当連結会計年度の研究開発費の総額は2,597百万円であり、主な研究開発の概要とその成果は、次のとおりであります。

(1) 化成品

化成品分野におきましては、「環境」「改修」「海外」をキーワードに研究開発を進めております。

接着剤系商品では、環境対応型（F 対応、JA I A 4 V O C基準適合）変性シリコン樹脂系の床ナグ施工用接着剤「アイカエコエコボンドSE-770（爽床：さわゆか）」など接着性、機能性に優れた商品を投入しました。構造物の長寿化に貢献するためコンクリートの表面保護工法としてNEXCO向けに「ストロンガードUコート工法（アクリルウレタン樹脂）」、「ストロンガードFコート工法（フッ素樹脂）」を、国道・県道・市道向けに「ストロンガードCCB工法」を上市しました。また、塗り床用途には環境対応型水性硬質ウレタン樹脂系塗り床材へ防カビ機能を付与し、ラインナップ増強を行いました。今後も、建築、土木分野の改修市場へ更なる新商品、新工法を投入すべく商品開発に努めてまいります。

電子材料商品では、スマートフォン、タブレットPC、自動車内装部品向けに、高機能コーティング剤「アイカアイトロン（紫外線（UV）硬化型樹脂）」のラインナップを拡充し、スピーディーに市場投入して参りました。また、有機微粒子商品では、これまで当社では保有していなかったウレタン微粒子の研究開発を行うことで塗料用艶消し剤及び機能性コーティング原料として市場投入しました。今後も国内外での販売拡大と最新市場動向にマッチする新商品開発に努めて参ります。なお、当連結会計年度の研究開発費は1,740百万円であります。

(2) 建装材

建装材分野におきましては、「意匠/デザイン」「機能」「省施工」に注力し、国内外の市場において差別化を図ることができる商品の研究開発を進めております。

家具や壁面の演出に最適なデザイナーズ化粧板「+WONDER（プラスワンダー）」は斬新かつ使いやすしい55柄を追加リリースしました。粘着剤付化粧フィルム「オルティノ」は新柄142柄を追加し対応柄を442柄に大幅拡大、内214柄はメラミン化粧板と柄連動しており、更に使いやすく、統一感あるインテリアデザインが可能となりました。また意匠と機能を追求したメラミン化粧板「セルサス」に新たに「プレミアムテクスチャー」を追加。木目柄と同調したエンボスでリアルな素材感を表現しました。粘着剤付メラミンシート「メラタック」はメラミンの強さ、美しさと簡易施工性を兼ね備えており、リフォーム、リノベーションに最適な化粧材として更なるアイテム追加を進めて参ります。今後も引き続き国内市場及び海外市場に対し、意匠・機能・省施工などの技術開発に注力し、デザイン性が高く、使いやすい化粧材の開発に努めてまいります。なお、当連結会計年度の研究開発費は377百万円であります。

(3) 住器建材

住器建材分野におきましては、「新素材」「加工技術」に注力し、建装材分野とも連携した研究開発を進めております。

天然水晶を原材料にした高級人造石「フィオレストーン」は、より天然石の外観に近づける柄開発を行い、流れ模様の柄追加を5柄実施しました。また、キッチン天板用途以外に、洗面・トイレ向けとして、洗面標準カウンターを設定し、新たな提案を行い、用途拡大を進めています。キッチン・洗面用途に使用されるメラミン扉として、デザイン・機能で評価の高い、「メラスクープ扉」につきましては、表面柄と手掛け部柄を異なった色柄で対応できる商品を追加し、よりデザイン性を上げ、様々な意匠展開が図れるよう差別化を実施しました。建具分野では、住宅市場以外の市場として、育児施設向けの手洗いシンクをシンク・キャビネット・水栓金具をセットにした「キッズ洗面セット」を商品化しました。今後は、住宅市場以外への、商品化にも注力し、素材連携・加工技術の強みを生かした商品開発に努めてまいります。なお、当連結会計年度の研究開発費は479百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(1) 重要な会計方針

当社グループの連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当連結会計年度の財政状態の分析

< 資産 >

資産合計は、153,434百万円（前連結会計年度末比6,417百万円増）となりました。

流動資産の増加（前連結会計年度末比6,358百万円増）は、主に「現金及び預金」の増加（詳細は「第2 事業の状況 1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。）と、売上増加に伴う「受取手形及び売掛金」の増加によるものであります。固定資産の増加（前連結会計年度末比59百万円増）は、主として「有形固定資産」の増加によるものであります。

< 負債 >

負債合計は、40,933百万円（前連結会計年度末比1,142百万円増）となりました。

固定負債の増加（前連結会計年度末比1,154百万円増）は、主として「退職給付に係る負債」の増加によるものであります。

< 純資産 >

純資産合計は、112,501百万円（前連結会計年度末比5,274百万円増）となりました。

主な要因は、主として親会社株主に帰属する当期純利益による「利益剰余金」の増加によるものであります。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度の概要は「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。そのポイントは次のとおりであります。

< 売上高 >

国内建築市場におきましては、政府による住宅取得支援策等により住宅着工は回復しましたが、非住宅関連は、店舗・公共物件を中心に着工面積の減少が見られ、本格的な回復には至っておりません。

このような経営環境の下、当社グループは、医療・介護施設をはじめとする非住宅市場及びリフォームなどの成長分野に対する営業活動の強化、アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社及びその子会社とのシナジーの追求、アジア地域におけるメラミン化粧板の拡販、機能材料事業の強化などに取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は150,061百万円となり、前連結会計年度と比べ4.3%増加いたしました。

< 売上総利益 >

売上総利益は41,993百万円となり、前連結会計年度と比べ8.1%増加いたしました。

経営資源の効率的な活用に一層の努力を続けるとともに、グループ一丸となって業務改革を推進し、生産効率の向上に努めました。

< 販売費及び一般管理費、営業利益 >

販売費及び一般管理費は荷造運搬費・給料及び賞与等の増加により2,140百万円増加の25,809百万円となりました。この結果、営業利益は16,184百万円となり、前連結会計年度と比べ6.6%増加いたしました。

< 営業外収益、営業外費用、経常利益 >

営業外収益は7百万円減少の1,281百万円、営業外費用は528百万円増加の1,113百万円となりました。この結果、経常利益は16,352百万円となり、前連結会計年度と比べ2.9%増加いたしました。

< 税金等調整前当期純利益、親会社株主に帰属する当期純利益 >

税金等調整前当期純利益は16,352百万円となり、前連結会計年度と比べ5.3%減少いたしました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は9,962百万円となり、前連結会計年度と比べ1.7%減少いたしました。

(4) 当連結会計年度の資本の財源及び資金の流動性についての分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、生産体制の強化を図るべく、化成品、建装材、住器建材及び全社共通を中心に2,704百万円の設備投資を実施しております。

化成品事業部門においては、生産設備の増強・更新及び研究開発の促進等の設備投資を実施しました。この結果、設備投資総額は1,940百万円となりました。

建装材事業部門においては、生産設備の更新及び研究開発の促進等の設備投資を実施しました。この結果、設備投資総額は510百万円となりました。

住器建材事業部門においては、生産設備の更新及び研究開発の促進等の設備投資を実施しました。この結果、設備投資総額は223百万円となりました。

全社部門においては、設備投資総額は、29百万円となりました。

また、上記設備投資以外にソフトウェア投資等を230百万円実施しました。

なお、当連結会計年度においては、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成28年3月31日現在

| 事業所名 (所在地) | セグメント の名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(百万円) | | | | | | | 従業員数 (名) |
|---------------------|-----------------------------|------------------------|-------------|-------------------|--------------------|-------|-----------|-----|-------|-------------|
| | | | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び 運搬具 | 土地 | | リース 資産 | その他 | 合計 | |
| | | | | | 面積 (平方米) | 金額 | | | | |
| 本社・本社工場 (愛知県清須市) | 化成品、 建装材、 住器建材、 全社 | 統括業務 施設 製造設備 | 825 | 540 | 40,621 (12,879) | 81 | 25 | 119 | 1,591 | 333 |
| 甚目寺工場 (愛知県あま市) | 化成品、 建装材、 住器建材 | 製造設備 研究用設備 | 895 | 515 | 33,662 (990) | 315 | 1 | 58 | 1,786 | 158 |
| 福島工場 (福島県岩瀬郡鏡石町) | 化成品、 建装材、 住器建材 | 製造設備 研究用設備 販売用設備 | 480 | 126 | 47,257 | 657 | 0 | 6 | 1,271 | 67 |
| 広島工場 (広島県三原市) | 化成品 | 製造設備 | 132 | 68 | 8,482 | 33 | 0 | 6 | 239 | 27 |
| 茨城工場 (茨城県古河市) | 化成品 | 製造設備 研究用設備 | 281 | 35 | 20,250 | 360 | 0 | 6 | 683 | 14 |
| 丹波工場 (兵庫県丹波市) | 化成品 | 製造設備 研究用設備 | 710 | 343 | 35,193 | 510 | 58 | 43 | 1,665 | 92 |
| 札幌支店 (札幌市白石区) | 化成品、 建装材、 住器建材 | 販売用設備 | 30 | - | 1,045 | 9 | 0 | 0 | 40 | 12 |
| 仙台支店 (仙台市若林区) | 化成品、 建装材、 住器建材 | 販売用設備 | 31 | - | 1,367 | 17 | 0 | 0 | 49 | 13 |
| 東京支社 (東京都練馬区) | 化成品、 建装材、 住器建材 | 販売用設備 | 200 | 5 | 1,791 | 103 | 0 | 35 | 345 | 102 |
| 名古屋支店 (名古屋市千種区) | 化成品、 建装材、 住器建材 | 販売用設備 | 505 | 37 | 1,507 | 1,203 | 0 | 6 | 1,753 | 43 |
| 大阪支店 (大阪市中央区) | 化成品、 建装材、 住器建材 | 販売用設備 | 579 | 29 | 863 | 553 | 0 | 21 | 1,182 | 58 |
| 広島支店 (広島市南区) | 化成品、 建装材、 住器建材 | 販売用設備 | 29 | 0 | 790 | 60 | 0 | 0 | 90 | 12 |
| 福岡支店 (福岡市博多区) | 化成品、 建装材、 住器建材 | 販売用設備 | 365 | - | 1,925 | 905 | 0 | 45 | 1,315 | 29 |

(注) 1 「帳簿価額」は建設仮勘定を除く有形固定資産の金額であります。

2 () 書は連結会社以外からの賃借中のものを内書で示しております。

(2) 国内子会社

平成28年3月31日現在

| 会社名 (所在地) | 事業所名 | セグメントの名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(百万円) | | | | | | 従業員数 (名) | |
|-------------------------------|-------|--------------|-------------------|-------------|-------------------|---------------------|--------------|-----------|-----|--------------|-----|
| | | | | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び 運搬具 | 土地 | | リース 資産 | その他 | | 合計 |
| | | | | | | 面積 (平方米) | 金額 | | | | |
| アイカインテリア工業㈱ (愛知県小牧市) | 本社・工場 | 住器建材 | 製造設備 | 243 | 82 | 10,687 〔4,450〕 | 422 〔250〕 | - | 2 | 750 〔250〕 | 40 |
| アイカハリマ工業㈱ (兵庫県加西市) | 本社・工場 | 建装材、 住器建材 | 製造設備 | 1,013 | 225 | 38,182 (37,334) | 117 | 6 | 30 | 1,393 | 110 |
| 西東京ケミックス㈱ (東京都千代田区) | 本社 | 化成品 | 販売用 設備 | 12 | - | 760 | 102 | - | 5 | 120 | 35 |
| アイカテック建材㈱ (東京都練馬区) | 本社・工場 | 建装材 | 製造設備 販売用 設備 | 389 | 703 | 127,160 (67,384) | 1,065 | 74 | 140 | 2,373 | 173 |
| アイカSDKフェ ノール㈱ (群馬県伊勢崎市) | 本社・工場 | 化成品 | 製造設備 販売用 設備 | 349 | 413 | 45,383 (679) | 946 | - | 55 | 1,764 | 56 |

- (注) 1 「帳簿価額」は建設仮勘定を除く有形固定資産の金額であります。
 2 () 書は連結会社以外からの賃借中のものを内書で示しております。
 3 [] 書は連結会社からの賃借中のものを内書で示しております。

(3) 在外子会社

平成28年3月31日現在

| 会社名 (所在地) | 事業所名 | セグメント の名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(百万円) | | | | | 従業員数 (名) | |
|--------------------------------------|-------|----------------------|---------------|-------------|-------------------|--------------------|-----|-----|-------------|-----|
| | | | | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び 運搬具 | 土地 | | その他 | | 合計 |
| | | | | | | 面積 (平方米) | 金額 | | | |
| アイカインドネシア社 (インドネシア国 西ジャワ州) | 本社・工場 | 化成品、 建装材、 住器建材 | 製造設備 販売用設備 | 475 | 807 | 23,391 (23,391) | - | 10 | 1,293 | 238 |
| テクノウッド社 (インドネシア国 西ジャワ州) | 本社・工場 | 建装材 | 製造設備 | 196 | 57 | 24,724 (24,724) | - | 5 | 259 | 100 |
| 昆山愛克樹脂有限公司 (中国昆山市) | 本社・工場 | 化成品 | 製造設備 | 320 | 119 | 48,679 (48,679) | - | 9 | 449 | 36 |
| アイカ・ラミネーツ・ インディア社 (インド国ニューデリー) | 本社・工場 | 建装材 | 製造設備 販売用設備 | 138 | 312 | 60,230 (60,230) | - | 10 | 461 | 173 |
| アイカニュージーランド社 (ニュージーランド国) | 本社・工場 | 化成品 | 製造設備 販売用設備 | 1,217 | 22 | 79,274 (75,598) | 289 | 32 | 1,562 | 44 |
| アイカインドリア社 (インドネシア国 ジャカルタ州) | 本社・工場 | 化成品 | 製造設備 販売用設備 | 51 | 342 | 32,042 (32,042) | - | 29 | 422 | 441 |
| アイカシンガポール社 (シンガポール国) | 本社・工場 | 化成品 | 製造設備 販売用設備 | 97 | 145 | 22,977 (22,977) | - | 87 | 330 | 48 |
| ダイネア南京社 (中国南京市) | 本社・工場 | 化成品 | 製造設備 販売用設備 | 795 | 1,507 | 42,020 (42,020) | - | 48 | 2,352 | 94 |
| アイカハチャイ社 (タイ国ソンクラール県) | 本社・工場 | 化成品 | 製造設備 販売用設備 | 273 | 556 | 32,208 | 36 | 7 | 874 | 82 |
| ダイネア広東社 (中国高要市) | 本社・工場 | 化成品 | 製造設備 販売用設備 | 250 | 516 | 49,823 (49,823) | - | 124 | 890 | 127 |
| アイカドンナイ社 (ベトナム国 ホーチミン市) | 本社・工場 | 化成品 | 製造設備 販売用設備 | 32 | 421 | 30,000 (30,000) | - | 3 | 457 | 122 |

(注) 1 「帳簿価額」は建設仮勘定を除く有形固定資産の金額であります。

2 () 書は連結会社以外からの賃借中のものを内書で示しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

特に記載すべき事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

特に記載すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 116,577,000 |
| 計 | 116,577,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日) | 提出日現在 発行数(株) (平成28年6月24日) | 上場金融商品取引 所名又は登録認可金 融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|---------------|
| 普通株式 | 67,590,664 | 67,590,664 | 東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部 | 単元株式数 100株 |
| 計 | 67,590,664 | 67,590,664 | - | - |

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月23日定時株主総会決議、平成19年5月7日発行取締役会決議、平成19年5月24日割当日

| | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 9(注1) | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 900 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1個当たり100円 (1株当たり1円)(注2) | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成19年5月25日 至平成39年5月24日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円) | (注3) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得について は、取締役会の承認を要するものと します。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項はありません。 | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項 | (注5) | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株とします。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。
また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、平成38年5月24日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成38年5月25日から平成39年5月24日までは権利行使をすることができます。
(2) 新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約の議案が株主総会で承認された場合、また当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
(3) 新株予約権者は、新株予約権1個当たり的一部行使はできません。
5. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付します。
 - (1) 合併（当社が消滅する場合に限ります。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社。
 - (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社。
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社。
 - (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社。
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社。

平成19年6月22日定時株主総会決議、平成20年5月9日発行取締役会決議、平成20年5月27日割当日

| | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|--|---------------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 9(注1) | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 900 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1個当たり100円 (1株当たり1円)(注2) | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成20年5月28日 至平成40年5月27日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | (注3) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項はありません。 | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株とします。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。
 また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、平成39年5月27日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成39年5月28日から平成40年5月27日までは権利行使をすることができます。
 (2) 新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約の議案が株主総会で承認された場合、また当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
 (3) 新株予約権者は、新株予約権1個当たりの一部行使はできません。

5. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付します。
- (1) 合併（当社が消滅する場合に限ります。）
 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社。
 - (2) 吸収分割
 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社。
 - (3) 新設分割
 新設分割により設立する株式会社。
 - (4) 株式交換
 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社。
 - (5) 株式移転
 株式移転により設立する株式会社。

平成20年6月24日定時株主総会決議、平成21年5月8日発行取締役会決議、平成21年5月26日割当日

| | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|--|---------------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 20(注1) | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 2,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1個当たり100円 (1株当たり1円)(注2) | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成21年5月27日 至平成41年5月26日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | (注3) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項はありません。 | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株とします。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 各新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。

また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

- 4.(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、平成40年5月26日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成40年5月27日から平成41年5月26日までは権利行使をすることができます。
- (2) 新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約の議案が株主総会で承認された場合、また当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権1個当たりの一部行使はできません。
5. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付します。
- (1) 合併（当社が消滅する場合に限ります。）
 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社。
- (2) 吸収分割
 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社。
- (3) 新設分割
 新設分割により設立する株式会社。
- (4) 株式交換
 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社。
- (5) 株式移転
 株式移転により設立する株式会社。

平成21年6月23日定時株主総会決議、平成22年4月30日発行取締役会決議、平成22年5月18日割当日

| | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|--|---------------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 32(注1) | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 3,200 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1個当たり100円 (1株当たり1円)(注2) | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成22年5月19日 至平成42年5月18日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | (注3) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項はありません。 | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株とします。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 各新株予約権の行使に際して出資される新株予約権 1 個当たりの財産の価額は、新株予約権の目的である株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項にしたがい算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。
また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、平成41年 5 月18日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成41年 5 月19日から平成42年 5 月18日までは権利行使をすることができます。
(2) 新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約の議案が株主総会で承認された場合、また当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
(3) 新株予約権者は、新株予約権 1 個当たりの一部行使はできません。
5. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付します。
 - (1) 合併（当社が消滅する場合に限ります。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社。
 - (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社。
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社。
 - (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社。
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社。

平成22年6月23日定時株主総会決議、平成23年4月28日発行取締役会決議、平成23年5月16日割当日

| | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|--|---------------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 60(注1) | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 6,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1個当たり100円 (1株当たり1円)(注2) | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成23年5月17日 至平成43年5月16日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | (注3) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項はありません。 | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株とします。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 各新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。

また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

- 4.(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、平成42年5月16日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成42年5月17日から平成43年5月16日までは権利行使をすることができます。
- (2) 新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約の議案が株主総会で承認された場合、また当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権1個当たりの一部行使はできません。
5. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付します。
- (1) 合併（当社が消滅する場合に限ります。）
 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社。
- (2) 吸収分割
 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社。
- (3) 新設分割
 新設分割により設立する株式会社。
- (4) 株式交換
 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社。
- (5) 株式移転
 株式移転により設立する株式会社。

平成23年6月23日定時株主総会決議、平成24年4月27日発行取締役会決議、平成24年5月15日割当日

| | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|--|---------------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 125(注1) | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 12,500 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1個当たり100円 (1株当たり1円)(注2) | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成24年5月16日 至平成44年5月15日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | (注3) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項はありません。 | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株とします。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 各新株予約権の行使に際して出資される新株予約権 1 個当たりの財産の価額は、新株予約権の目的である株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項にしたがい算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。
また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、平成43年 5 月15日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成43年 5 月16日から平成44年 5 月15日までは権利行使をすることができます。
(2) 新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約の議案が株主総会で承認された場合、また当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
(3) 新株予約権者は、新株予約権 1 個当たりの一部行使はできません。
5. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付します。
 - (1) 合併（当社が消滅する場合に限ります。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社。
 - (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社。
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社。
 - (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社。
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社。

平成24年6月22日定時株主総会決議、平成25年4月30日発行取締役会決議、平成25年5月16日割当日

| | 事業年度末現在 (平成28年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年5月31日) |
|--|---------------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 94(注1) | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 9,400 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1個当り100円 (1株当たり1円)(注2) | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成25年5月17日 至平成45年5月16日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | (注3) | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項はありません。 | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株とします。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

- 各新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。
また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、平成44年5月16日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成44年5月17日から平成45年5月16日までは権利行使をすることができます。
(2) 新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約の議案が株主総会で承認された場合、また当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
(3) 新株予約権者は、新株予約権1個当たりの一部行使はできません。

5. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付します。

- (1) 合併（当社が消滅する場合に限ります。）
 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社。
- (2) 吸収分割
 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社。
- (3) 新設分割
 新設分割により設立する株式会社。
- (4) 株式交換
 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社。
- (5) 株式移転
 株式移転により設立する株式会社。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|----------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成23年11月15日(注) | 2,300 | 67,590 | - | 9,891 | - | 13,277 |

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | 単元未満 株式の 状況 (株) | |
|-----------------|--------------------|---------|--------------|------------|---------|----|-----------|--------------------------|--------|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | 52 | 34 | 273 | 187 | - | 4,109 | 4,655 | - |
| 所有株式数 (単元) | - | 211,700 | 4,082 | 143,625 | 195,703 | - | 120,217 | 675,327 | 57,964 |
| 所有株式数の割合 (%) | - | 31.35 | 0.60 | 21.27 | 28.98 | - | 17.80 | 100.00 | - |

(注) 自己株式2,303,153株は、「個人その他」に23,031単元、「単元未満株式の状況」に53株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年 3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%) |
|---|--|---------------|------------------------------------|
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 3,046 | 4.50 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-11 | 2,780 | 4.11 |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE - HSD00 (常任代理人 香港上海銀行東京支店) | 50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT,UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1) | 2,036 | 3.01 |
| アイカ工業取引先持株会 | 愛知県清須市西堀江2288番地 | 1,969 | 2.91 |
| アイカ工業株式保有会 | 愛知県清須市西堀江2288番地 | 1,605 | 2.37 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385174 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) | 25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13) | 1,548 | 2.29 |
| GOLDMAN, SACHS & CO.REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス 証券株式会社) | 200 WEST STREET, NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー) | 1,511 | 2.23 |
| BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行) | 4 EMBARCADERO CTR STE 550 SAN FRANCISCO CALIFORNIA (東京都千代田区丸の内2丁目7- 1 決済事業部) | 1,364 | 2.01 |
| 住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社) | 東京都中央区築地7丁目18-24 (東京都中央区晴海1丁目8-11) | 1,318 | 1.94 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 | 1,300 | 1.92 |
| 計 | - | 18,480 | 27.34 |

(注) 当社は自己株式2,303千株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。

(8) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

平成28年 3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 2,303,100 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 65,229,600 | 652,296 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 57,964 | - | - |
| 発行済株式総数 | 67,590,664 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 652,296 | - |

【自己株式等】

平成28年 3月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%) |
|------------|-----------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| アイカ工業(株) | 愛知県清須市西堀江2288番地 | 2,303,100 | - | 2,303,100 | 3.40 |
| 計 | - | 2,303,100 | - | 2,303,100 | 3.40 |

(9) 【ストックオプション制度の内容】

平成18年 6月23日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

当社は、取締役の報酬を当社の株価や業績と連動したものとするため、取締役に対する役員退職慰労金制度を平成18年 6月23日開催の当社定時株主総会において廃止し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| 決議年月日 | 平成18年 6月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 8名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | (2) 新株予約権等の状況に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成19年6月22日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

当社は、取締役の報酬を当社の株価や業績と連動したものとするため、取締役に対する役員退職慰労金制度を平成18年6月23日開催の当社定時株主総会において廃止し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。ついては、平成19年6月22日開催の当社定時株主総会においても、引き続き株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| 決議年月日 | 平成19年6月22日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役8名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | (2) 新株予約権等の状況に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成20年6月24日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

当社は、取締役の報酬を当社の株価や業績と連動したものとするため、取締役に対する役員退職慰労金制度を平成18年6月23日開催の当社定時株主総会において廃止し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。ついては、平成20年6月24日開催の当社定時株主総会においても、引き続き株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| 決議年月日 | 平成20年6月24日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役8名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | (2) 新株予約権等の状況に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成21年6月23日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

当社は、取締役の報酬を当社の株価や業績と連動したものとするため、取締役に対する役員退職慰労金制度を平成18年6月23日開催の当社定時株主総会において廃止し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。ついては、平成21年6月23日開催の当社定時株主総会においても、引き続き株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| 決議年月日 | 平成21年6月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役8名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | (2) 新株予約権等の状況に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成22年6月23日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

当社は、取締役の報酬を当社の株価や業績と連動したものとするため、取締役に対する役員退職慰労金制度を平成18年6月23日開催の当社定時株主総会において廃止し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。ついては、平成22年6月23日開催の当社定時株主総会においても、引き続き株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| 決議年月日 | 平成22年6月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役7名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | (2) 新株予約権等の状況に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成23年6月23日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

当社は、取締役の報酬を当社の株価や業績と連動したものとするため、取締役に対する役員退職慰労金制度を平成18年6月23日開催の当社定時株主総会において廃止し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。ついては、平成23年6月23日開催の当社定時株主総会においても、引き続き株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| 決議年月日 | 平成23年6月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役8名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | (2) 新株予約権等の状況に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

平成24年6月22日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

当社は、取締役の報酬を当社の株価や業績と連動したものとするため、取締役に対する役員退職慰労金制度を平成18年6月23日開催の当社定時株主総会において廃止し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。ついては、平成24年6月22日開催の当社定時株主総会においても、引き続き株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| 決議年月日 | 平成24年6月22日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役8名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | (2) 新株予約権等の状況に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|-----------------|--------|-----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 752 | 1,900,255 |
| 当期間における取得自己株式 | 125 | 283,330 |

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| その他(新株予約権の行使) | 31,200 | 27,154,272 | - | - |
| 保有自己株式 | 2,303,153 | - | 2,303,278 | - |

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡しならびに新株予約権の行使による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

利益配分については、安定的な配当の維持及び適正な利益還元を基本方針とし、業績に連動した配当政策を進め連結配当性向30%以上を目安に実施していく考えであります。ただし、この配当性向は資産譲渡等の特殊・特別な損益を除外し、計算した親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向としております。

当社の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の配当金については、上記方針ならびに過去の還元実績を考慮し、期末配当金を1株当たり25円といたしました。この結果、年間配当金は中間配当金1株当たり21円と合わせて46円となります。

内部留保資金の用途については、既存コア事業の拡大の設備投資や、M&A等将来の企業価値を高めるための投資に優先的に活用する等、長期的な視点で投資効率を考え行っています。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) |
|------------------------|-----------------|-----------------|
| 平成27年10月30日 取締役会決議 | 1,371 | 21 |
| 平成28年6月23日 定時株主総会決議 | 1,632 | 25 |

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第112期 | 第113期 | 第114期 | 第115期 | 第116期 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月 | 平成24年3月 | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 | 平成28年3月 |
| 最高(円) | 1,209 | 1,806 | 2,342 | 2,855 | 2,946 |
| 最低(円) | 997 | 1,077 | 1,607 | 2,040 | 1,910 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)における市場価格によるものです。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成27年10月 | 平成27年11月 | 平成27年12月 | 平成28年1月 | 平成28年2月 | 平成28年3月 |
|-------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 最高(円) | 2,489 | 2,504 | 2,525 | 2,393 | 2,296 | 2,420 |
| 最低(円) | 2,332 | 2,319 | 2,319 | 1,994 | 1,910 | 2,106 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)における市場価格によるものです。

5【役員の状況】

男性13名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|---------|------------------------------------|--------|--------------|---|---------|---------------|
| 代表取締役社長 | | 小野 勇 治 | 昭和31年 8月24日生 | 昭和54年 4月 当社入社 平成12年 4月 当社化成品開発第一部長 平成14年10月 当社化成品カンパニー営業部長 平成16年 4月 当社化成品カンパニー副カンパニー長 平成16年 6月 当社執行役員 平成16年10月 当社第二 R & D センター長 平成20年 4月 当社化成品カンパニー長 平成20年 6月 当社取締役 平成21年 6月 当社常務取締役 平成22年 6月 当社代表取締役 (現任) 当社取締役社長 (現任) | (注) 3 | 63 |
| 常務取締役 | 経営企画部 担当 情報システム部担当 財務統括部長 | 百々 聡 | 昭和32年 8月16日生 | 昭和55年 4月 株式会社東海銀行入行 平成15年 3月 株式会社 U F J 銀行蒲郡支店長 平成19年 3月 株式会社三菱東京 U F J 銀行 守口支社長 平成21年 4月 当社入社、当社総務部担当、 財務企画部長 平成21年 6月 当社執行役員 平成22年 1月 当社総合企画部長 平成22年 6月 当社取締役 平成24年11月 当社広報・IR室長 平成25年 4月 当社海外事業部長、 西東京ケミックス株式会社 代表取締役社長 平成26年 4月 当社総合企画部長 平成26年 6月 当社常務取締役 (現任) 平成27年 4月 当社財務統括部担当 平成27年10月 当社財務統括部長、 経営企画部担当、 情報システム部担当 (現任) | (注) 3 | 21 |
| 常務取締役 | 建築・建材 カンパニー 長 | 岩瀬 幸 廣 | 昭和30年11月20日生 | 昭和54年 4月 当社入社 平成14年 4月 当社首都圏第二営業統括、 東京支店長 平成15年 4月 当社首都圏営業統括、東京支店長 当社執行役員 平成17年 4月 当社建築材カンパニー 副カンパニー長 平成18年 4月 当社東海北陸営業統括、 名古屋支店長 平成20年 4月 当社市場開発部長 平成21年 2月 当社九州営業統括、福岡支店長 平成22年 4月 当社九州統括、中四国統括 平成22年 6月 当社上席執行役員 平成23年 4月 当社建築材カンパニー長 平成23年 6月 当社取締役 平成25年 4月 当社営業カンパニー営業統括部長 平成26年 4月 当社営業カンパニー副カンパニー長、 同カンパニー首都圏担当 平成27年 4月 当社建築・建材カンパニー長 (現任) 平成27年10月 当社建築・建材カンパニー技術部長 平成28年 6月 当社常務取締役 (現任) | (注) 3 | 25 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-----|--|-------|-------------|---|--|------|---------------|
| 取締役 | アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社取締役会長 化成品カンパニー海外事業管掌 | 大村 信幸 | 昭和39年4月7日生 | 昭和63年4月 平成15年10月 平成20年6月 平成21年1月 平成21年4月 平成21年6月 平成23年4月 平成24年11月 平成24年12月 平成27年4月 平成28年4月 | 三井物産株式会社入社 同社中部支社物資部物資室長 同社コンシューマーサービス事業第二本部長 当社入社 当社海外事業部副事業部長 当社海外事業部長 当社取締役(現任) 当社新規事業室長、法務監査室長、広報・IR室長 当社海外事業部副事業部長 アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社 取締役副会長 アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社 取締役会長(現任) 化成品カンパニー海外事業管掌(現任) | (注)3 | 16 |
| 取締役 | 首都圏統括東京支社長 | 小瀬村 久 | 昭和36年6月12日生 | 昭和60年4月 平成13年4月 平成15年4月 平成19年4月 平成22年4月 平成22年6月 平成22年10月 平成24年6月 平成25年4月 平成26年4月 平成26年6月 平成28年4月 | 当社入社 当社福島営業所長 当社住器建材カンパニー埼玉支店長 当社東北営業統括、仙台支店長 当社東京支店長、同支店住器建材カンパニー部長 当社執行役員 当社首都圏統括、東京支店長 当社上席執行役員 当社営業カンパニー東京支社長 当社営業カンパニー営業統括部長 当社取締役(現任) 当社首都圏統括、東京支社長(現任) | (注)3 | 12 |
| 取締役 | 建装・建材カンパニー生産統括部長 同統括部本社工場長 | 森 良二 | 昭和34年9月29日生 | 昭和57年4月 平成12年5月 平成15年4月 平成18年4月 平成21年10月 平成23年6月 平成24年4月 平成25年4月 平成25年6月 平成27年6月 平成28年4月 | 当社入社 当社化粧板生産部長 当社建装材カンパニー 生産統括部本社工場長 当社建装材カンパニー生産統括部長 当社化成品カンパニー生産統括部長 当社執行役員 当社建装材カンパニー生産統括部長 当社建装・建材カンパニー 生産統括部長(現任) 当社上席執行役員 当社取締役(現任) 当社建装・建材カンパニー生産統括部本社工場長(現任) | (注)3 | 13 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-----|-----------------------------|---------|-------------|--|------|---------------|
| 取締役 | アイカテック建材株式会社 代表取締役 会長 | 伊 東 善 光 | 昭和28年4月29日生 | 昭和52年3月 当社入社 平成14年4月 当社住器建材カンパニー営業部長 平成15年4月 当社住器建材カンパニー副カンパニー長 平成15年6月 当社執行役員 平成17年4月 当社住器建材カンパニー長 平成17年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役 平成20年7月 当社住器建材カンパニー担当、首都圏第一営業統括、東京支店長 平成21年2月 当社首都圏営業統括 平成21年10月 当社住器建材カンパニー担当 平成22年4月 当社甲信越統括 平成22年10月 当社住器建材カンパニー長 平成24年4月 当社直需部担当 平成25年4月 当社営業カンパニー長 平成25年6月 当社専務取締役 平成27年6月 当社営業カンパニー東京支社長 平成28年4月 当社社長補佐、特命事項担当 平成28年6月 当社取締役(現任) アイカテック建材株式会社 代表取締役会長(現任) | (注)3 | 35 |
| 取締役 | | 小 倉 健 二 | 昭和22年10月1日生 | 昭和45年4月 ソニー株式会社入社 昭和63年10月 ソニー長崎株式会社 取締役管理部長 平成7年6月 ソニー国分株式会社 取締役管理部長 平成9年10月 エスティ・エルシーディ株式会社 取締役管理部長 平成14年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社代表取締役副社長 平成17年6月 同社代表取締役社長 平成23年2月 Carrier Integration株式会社 監査役 Wafer Integration株式会社 監査役(現任) 平成24年6月 株式会社クーレボ 監査役 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成27年6月 株式会社クーレボ 社外取締役 (現任) | (注)3 | - |
| 取締役 | | 花 村 淑 郁 | 昭和28年9月23日生 | 昭和57年4月 弁護士登録 石原法律事務所 (現 石原総合法律事務所)入所 平成11年1月 名古屋地方裁判所鑑定委員(現任) 平成12年4月 名古屋弁護士会あっせん仲裁 センター あっせん仲裁人(現任) 平成16年4月 石原総合法律事務所副所長(現任) 平成18年4月 名古屋家庭裁判所家事調停委員 (現任) 平成18年10月 日本司法支援センター愛知地方 事務所地方扶助審査委員(現任) 平成21年7月 愛知県建設工事紛争審査会委員 平成24年10月 愛知住宅紛争審査会処理委員(現任) 平成25年11月 愛知県建設工事紛争審査会会長 平成27年6月 当社監査役 平成28年6月 当社取締役(現任) | (注)3 | - |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------|----|-------|--------------|---|------|---------------|
| 常勤監査役 | | 岩田 照徳 | 昭和29年6月10日生 | 昭和52年3月 当社入社 平成14年4月 当社電子カンパニー長、執行役員 平成16年4月 当社建装材カンパニー副カンパニー長 平成16年6月 当社取締役 平成16年10月 当社物流部担当 平成17年4月 当社建装材カンパニー長 平成18年10月 当社第一R&Dセンター長 平成20年4月 当社R&Dセンター長、 知的財産部長 平成20年6月 当社常務取締役 平成21年7月 当社電子カンパニー担当 平成23年6月 当社社長補佐 平成25年4月 当社建装・建材カンパニー長 平成27年4月 当社社長補佐、特命事項担当 平成27年6月 当社常勤監査役(現任) | (注)5 | 53 |
| 常勤監査役 | | 森永 博之 | 昭和27年10月25日生 | 昭和52年3月 当社入社 平成14年4月 当社首都圏第一営業統括 平成15年4月 当社化成品カンパニー 副カンパニー長、執行役員 平成15年6月 当社化成品カンパニー長、 上席執行役員 平成16年6月 当社取締役 平成17年10月 当社首都圏第二営業統括 平成18年10月 当社首都圏第一営業統括、 東京支店長 平成20年1月 当社首都圏第二営業統括 平成20年6月 当社常務取締役 平成20年7月 当社建装材カンパニー長 平成21年7月 当社市場開発部担当 平成22年10月 当社海外事業部担当 平成23年4月 当社社長補佐、海外事業部長 平成25年4月 当社総合企画部長 平成26年4月 当社社長補佐、特命事項担当 平成26年6月 当社常勤監査役(現任) | (注)5 | 46 |
| 監査役 | | 松浦 洋 | 昭和21年5月24日生 | 昭和45年4月 三井物産株式会社入社 昭和62年2月 米国三井物産株式会社本店審査部長 平成8年8月 三井物産株式会社審査部長 平成14年1月 同社コーポレートリスク マネジメント部長 平成15年1月 同社理事コーポレートリスク マネジメント部長 平成15年4月 同社理事コーポレートリスク マネジメント部参与 平成15年6月 同社監査役 平成19年6月 三井情報株式会社監査役 平成22年6月 当社監査役(現任) 平成23年7月 全国農業協同組合連合会監事 (社外監事)(現任) | (注)4 | 3 |

| 名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-----|----|------|--------------|----------|---|-------|---------------|
| 監査役 | | 加藤正和 | 昭和22年11月11日生 | 昭和48年10月 | 監査法人丸の内会計事務所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 | (注) 5 | 1 |
| | | | | 平成16年4月 | 税理士法人トーマツへ転籍 | | |
| | | | | 平成21年6月 | 税理士法人トーマツ退任 | | |
| | | | | 平成21年7月 | 公認会計士・税理士 | | |
| | | | | 平成22年6月 | 加藤正和事務所所長(現任) 天野エンザイム株式会社監査役 (現任) | | |
| | | | | 平成23年1月 | 株式会社ミツカングループ本社 (現 株式会社Mizkan Holdings) 監査役 (社外監査役)(現任) | | |
| | | | | 平成23年6月 | 当社監査役(現任) | | |
| | | | | 平成24年6月 | 天野エンザイムホールディングス 株式会社監査役(現任) | | |
| 計 | | | | | | | 293 |

- (注) 1 取締役小倉健二氏及び花村淑郁氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役松浦洋氏及び加藤正和氏は、社外監査役であります。
- 3 平成28年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。
- 4 平成26年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。
- 5 平成27年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。
- 6 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 所有株式数 (千株) |
|-----|-------------|----------|--|---------------|
| 春馬学 | 昭和48年11月4日生 | 平成13年10月 | 弁護士登録 石原総合法律事務所入所 | - |
| | | 平成18年10月 | 春馬・野口法律事務所開設 <重要な兼職の状況> 株式会社ネクステージ 社外監査役 ポパール興業株式会社 社外監査役 | |

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 企業統治の体制

・企業統治の体制の概要

当社では、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつと認識し、役割と責任の明確化によるスピーディーな意思決定と情報開示を実施していくことで経営の効率化・透明性の確保を図っていきたいと考えております。

なお、平成18年5月8日開催の取締役会において会社法第362条5項ならびに会社法第362条4項6号に基づき、内部統制システムの基本方針に関する事項を決議しております。

< 会社の機関の内容 >

1) 取締役・取締役会

取締役会は当社の経営に関わる重要な事項について意思決定する最高機関であり、取締役9名で構成されております。なお、取締役会の監督機能強化の為、社外取締役2名を選任しております。

定時取締役会が原則毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催されております。また、平成28年4月より取締役会の任意の諮問委員会として、社外役員を主な構成員とする「ガバナンス委員会」を設置し、企業の持続的な成長と統治機能の更なる充実を目指しています。

2) 監査役・監査役会

当社は、監査役制度を採用しております。監査役は4名にて監査役会が構成されており、4名のうち2名は非常勤の社外監査役であります。監査役会は、原則毎月1回開催されております。各監査役が取締役会に出席するほか常勤監査役は経営推進会議、その他重要な会議に出席し、必要に応じて業務執行担当部署の往査、決裁書類その他重要な書類の閲覧、国内外の子会社の調査、会計監査人からの監査報告及び意見交換会議などを実施し、独立した立場から業務監査、会計監査を行っております。

3) 執行役員制度

当社は、平成14年4月に業務執行の迅速化を図ることを目的として、執行役員制度を導入いたしました。従来、取締役が担っていた経営機能と執行機能の分離・強化を推進し、経営の健全性と効率性をより高めております。なお、執行役員は10名で構成されており取締役との兼務はありません。

4) 経営会議

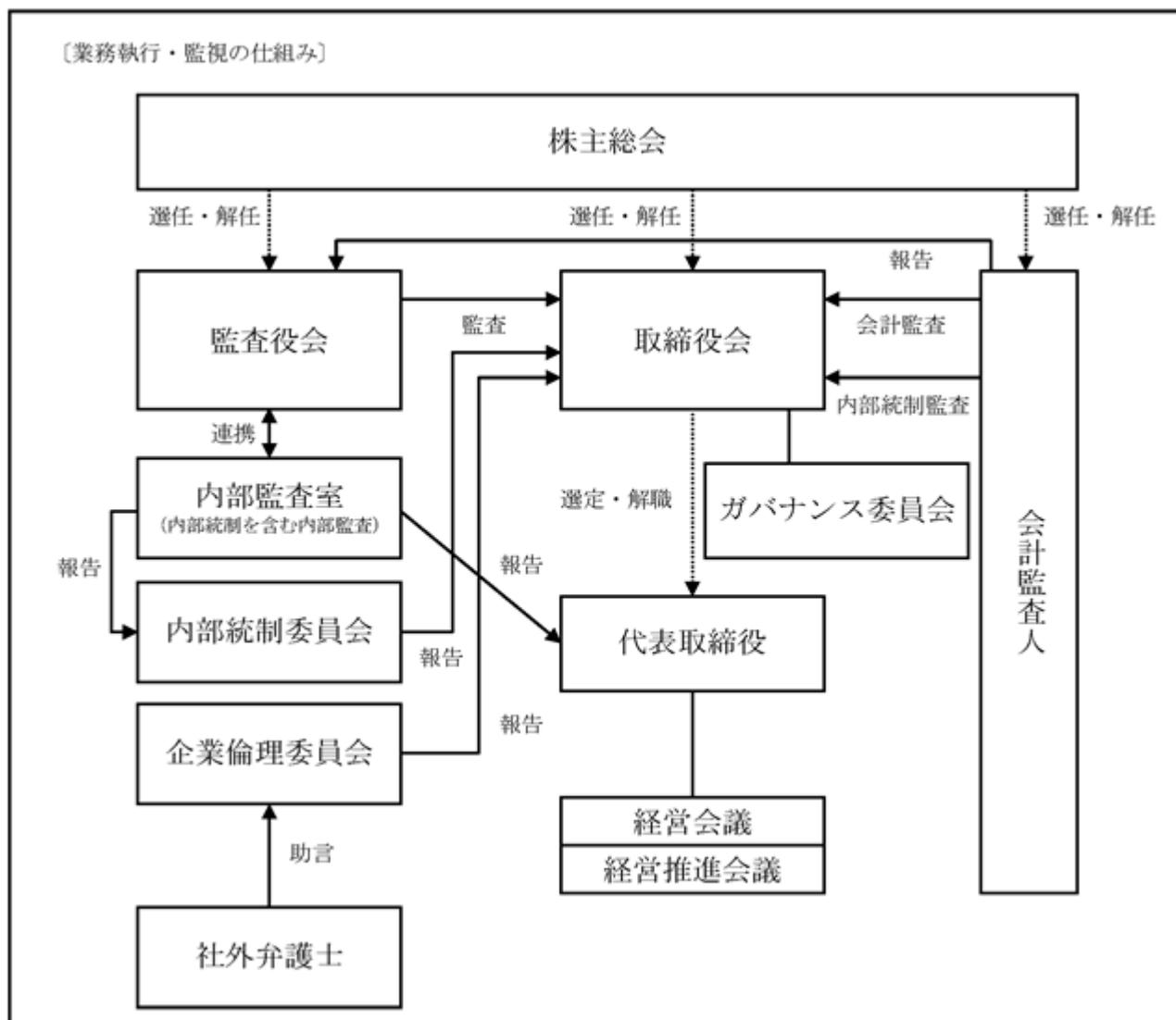
当社は、取締役に業務執行責任者を加えて構成する経営会議を設置しております。経営会議は、原則毎月1回開催され、取締役会に付議する議案の事前審議及び当社規程に基づく決裁機能を有し、取締役会での決定事項の迅速な展開ならびに業務執行における審議及び報告を行っております。

5) 経営推進会議

経営推進会議には、取締役、監査役、執行役員をはじめ業務執行部門の長が参加し、原則、四半期毎に業務執行報告、課題検討等を行い、業務内容及び執行状況の監視が行える体制をとっております。

< 企業統治の体制及び内部統制の仕組み >

(平成28年6月24日現在)



・企業統治の体制を採用する理由

当社の企業統治の体制は、取締役・監査役・執行役員制度を採用しております。

これは、()お客様の視点に立った経営を推進するために取締役が経営の重要事項の意思決定に関与するべきであること、また、()健全かつ効率的な業務執行を行うために、業務執行を担う執行役員の執行状況の監視機能を、社外取締役を含む取締役が持つべきであること、そして()社外監査役を含む監査役が、経営の意思決定及び業務執行を含む経営全体の監査を行う体制が望ましいこと、を理由としております。

・業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

< 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 >

- 1) コンプライアンス体制にかかる規程を整備し、取締役ならびに使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守するための行動規範として、「アイカグループ社員の行動指針」を制定し、当社及びグループ全体の役職員に配布し周知徹底を図ります。
- 2) 「企業倫理委員会」において企業活動における法令遵守とそのために必要な施策の企画や立案を行い、取締役ならびに使用人への周知徹底を図ります。
- 3) 品質 (ISO9001) ・環境 (ISO14001) ・労働安全衛生 (OHSAS18001) マネジメントシステムを「三位一体の活動」として全社に展開し、各マネジメントシステムにおいて法令・法規制等の要求事項を遵守します。
- 4) 当社グループ全体で内部通報制度の自浄機能を発揮させ、早期に問題点の把握と解決を図ります。

- 5) 内部監査を専門とする組織「内部監査室」及びコンプライアンス活動を推進する組織「総務部法務グループ」が、当社グループ全体の内部統制活動、コンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討します。
- 6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断・排除します。また、弁護士、警察等の外部専門機関とも連携し組織的に対応します。

<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

- 1) 取締役の職務の執行に関する情報・文書は、社内規程及び関連する文書管理マニュアルに基づき、適切な文書の保存ならびに管理体制を維持します。
- 2) 株主総会議事録・取締役会議事録・経営推進会議議事録・グループ代表者会議議事録・稟議書ならびに関連資料は経営企画部が、契約書ならびに関連資料などの重要文書類は総務部法務グループがそれぞれ保管・管理します。
- 3) 取締役、執行役員、監査役は、常時これらの文書等の閲覧または謄写ができます。

<損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

- 1) 経営環境を取り巻く各種リスク（法令遵守・災害・製品・品質・物流・安全衛生・環境・情報セキュリティ）については、それぞれの対応部署において検証し、規程・ガイドラインを制定します。また、リスク評価は定期的に取り締役会・監査役会に報告します。
- 2) 取締役会・監査役会は、必要に応じ各種リスクについて審議し、法律上の判断が必要な場合は顧問弁護士等に意見を求めるなど対策を講じます。

<取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

- 1) 執行役員制度を執ることにより、業務執行の迅速化と取締役が担っていた経営機能と執行機能の分離・強化を推し進め、より一層の経営の健全性と効率性を高めます。
- 2) 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督します。取締役会は、審議の活性化を図り、経営の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を含む取締役に構成します。
- 3) 年度目標は中期経営計画に基づき策定します。各部門はその目標達成に向けて目標と予算を策定し、併せて具体策を立案し実行します。

<当該株式会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制>

- 1) 企業集団としての企業行動指針を定め、コンプライアンスや理念の統一をめざし、各子会社ごとに当社の取締役・執行役員等より責任担当を決め、事業を総括的に管理します。
- 2) 当社は、子会社の経営内容を把握し、かつ業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、重要事項について当社（取締役会または代表取締役）の承認または当社への報告を求めます。
- 3) 当社は、グループ代表者会議を開催し、当社グループにおける業務執行の状況報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と適正な業務遂行を行います。

<監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項>

- 1) 監査役は、監査役としての職務を補助すべき使用人として、監査役付を置いております。監査役付は、監査役の指示に従いその職務を行います。
なお、監査役付の独立性を確保するため、当該使用人に関する指揮命令権・人事権については、監査役・監査役会の事前の同意を得て行います。
- 2) 監査役より監査業務に必要な業務指示及び命令を受けた当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、その業務指示に関して、取締役及び他の使用人の指揮命令を受けないこととし、監査役に係る業務に優先して従事します。

<取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制>

- 1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- 2) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは法令に従い直ちに監査役会に報告します。その他、法定事項に加え、取締役との協議により決定する下記事項を報告します。
内部統制システムの整備・運用に関わる件、子会社の監査役の監査状況、重要な会計方針、会計基準及びその変更、業績及び業績見込の発表内容、重要な開示書類の内容、稟議書及び監査役から要求された会議議事録など
- 3) 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、不利益が生じないことを確保します。

<監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項>

監査役職務を執行する上で必要な費用は、請求にもとづき会社が負担します。

<その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

- 1) 監査役と取締役・会計監査人との意見交換ならびに内部監査部門等の協力・補助体制を確保します。
- 2) 代表取締役は、監査役会・会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を実施しております。
- 3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、顧問弁護士、公認会計士等を活用します。

<財務報告の信頼性を確保するための体制>

当社は、当社及び当社グループが金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に適切に対応するため「内部統制委員会」を設置し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価することにより、財務報告の信頼性を確保する体制を整備します。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、その内容を取締役会へ報告しております。また、調査結果で判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役職務の執行について

当事業年度において、取締役会を14回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) リスクマネジメント体制の構築について

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「危機管理規程」及び「地震防災規程」を制定しており、また、BCP発動に備え、定期的に訓練を行いました(当事業年度は、11月に本社及び甚目寺工場で実施)。

(3) コンプライアンス体制について

当社は役員及び従業員に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております(当事業年度は、営業店所向け研修11回、新任課長向け研修1回、新入社員向け研修1回開催)。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口「企業倫理委員会への窓」を設置しております。当事業年度において発生した案件に関しましては、速やかに調査の上、代表取締役、企業倫理委員会メンバー及び監査役へ報告し、解決しております。

(4) 監査役職務の執行について

当事業年度において、監査役会を16回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等に関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役職務の執行について、厳正な監視を行いました。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査につきましては、会計処理・業務遂行状況等に関する適正性・妥当性等について、随時必要な実地監査を社長の直轄機関である内部監査室(4名)において実施しており、監査役又は会計監査人と定期的に意見交換を行っております。

監査役監査につきましては、常勤監査役及び監査役付(1名)を中心に、会計監査及び内部統制監査を会計監査人及び内部監査室と連携し随時実施しております。

監査役と内部監査室と内部統制委員会は、会計監査人と協議のうえ年間計画等を作成し、進捗管理を行うことで連携を図っております。また、内部監査室及び会計監査人は内部統制に係る情報等の提供を受け適正

な監査を行っております。監査役は会計監査人や内部監査室及び内部統制委員会と連携を図ることにより、十分な監督を行っております。

なお、社外監査役1名は公認会計士の資格を有しております。

(3) 社外取締役及び社外監査役の状況

現在、当社は社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。

当社においては社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する特段の基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所における独立役員の独立性に関する判断基準を参考しております。

当社の社外取締役、社外監査役は、当社の出身ではなく、外部から招聘した取締役、監査役であり、当社との間には、人的関係、資本的な関係または取引その他の利害関係はありません。

社外取締役 小倉健二氏は長年にわたり企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、有用な意見を当社の経営に反映させるため選任いたしました。

社外取締役 花村淑郁氏は弁護士としての豊富な専門知識と経験を有し、平成27年6月から当社社外監査役として当社の監査体制の強化に貢献しております。その知見をさらに当社の経営監督に活かし、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるため選任いたしました。

社外監査役 松浦洋氏はリスクマネジメントに関する専門的な知識と豊富な知見を有していることから、経営全般の監視と有効な助言が期待できると判断したため選任いたしました。

なお、松浦洋氏は平成19年6月まで三井物産株式会社の監査役でありました。当社と同社との間に製品販売、材料購入の取引関係、ならびに当社が海外子会社を設立するにあたって、現地サイドの経営を円滑に行うため、三井物産株式会社より一部出資を受けておりましたが、現在、すべての資本関係は解消しております。

社外監査役 加藤正和氏は公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有していることから、監査体制の強化のため選任いたしました。

なお、加藤正和氏は平成16年3月まで監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）の代表社員でありました。当社と有限責任監査法人トーマツとは会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。

社外取締役及び社外監査役のいずれについても一般株主と利益相反するおそれがないことから、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出ております。

(4) 会計監査の状況

当社の会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツを選任しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することの無いよう措置をとっております。当社は、同監査法人との間で監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。

また、当期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 白田英生

指定有限責任社員 業務執行社員 山崎裕司

なお、継続監査年数が7年以内のため監査年数の記載は省略しております。

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士10名、準会員2名、その他13名

(5) 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | 対象となる役員の 員数(人) |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------|-------------------|
| | | 基本報酬 | ストックオプション | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 194 | 194 | - | 9 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | 33 | 33 | - | 3 |
| 社外役員 | 26 | 26 | - | 5 |

ロ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬額については役位、職責、在任期間等を勘案し、当社グループ業績を考慮のうえ、株主総会で承認された限度範囲内で決定しております。

- (注) 1 平成18年6月23日開催の第106回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額370百万円以内(ただし、株式報酬型ストックオプションによる報酬等は別枠とし、また、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は年額70百万円以内にご承認いただいております。
- 2 平成18年6月23日開催の第106回定時株主総会において、取締役に対する役員退職慰労金制度を廃止し、以降平成24年6月22日開催の第112回定時株主総会まで毎年、新株予約権を株式報酬型ストックオプション(取締役報酬額とは別枠で年額30百万円以内)として取締役に付与することをご承認いただいております。

(6) 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
 73銘柄 10,911百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)
特定投資株式

| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|-----------------------|------------|-------------------|---------|
| タカラスタンダード株式会社 | 1,093,934 | 1,111 | 取引関係の強化 |
| 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ | 1,413,950 | 1,051 | 協力関係の強化 |
| 株式会社岡村製作所 | 810,000 | 782 | 取引関係の強化 |
| 日本梱包運輸倉庫株式会社 | 350,100 | 737 | 協力関係の強化 |
| 大日本印刷株式会社 | 627,000 | 732 | 取引関係の強化 |
| 株式会社ノーリツ | 235,900 | 465 | 取引関係の強化 |
| 永大産業株式会社 | 1,028,000 | 458 | 取引関係の強化 |
| 株式会社日立ハイテクノロジーズ | 123,000 | 450 | 取引関係の強化 |
| 三井化学株式会社 | 1,035,000 | 399 | 取引関係の強化 |
| 株式会社ADEKA | 251,000 | 390 | 取引関係の強化 |
| 住友林業株式会社 | 285,500 | 374 | 取引関係の強化 |
| クリナップ株式会社 | 399,800 | 373 | 取引関係の強化 |
| 日産化学工業株式会社 | 120,000 | 298 | 取引関係の強化 |
| 東京海上ホールディングス株式会社 | 61,000 | 276 | 協力関係の強化 |
| 電気化学工業株式会社 | 581,000 | 275 | 取引関係の強化 |
| 東亜合成株式会社 | 483,000 | 265 | 取引関係の強化 |
| アイホン株式会社 | 125,300 | 231 | 取引関係の強化 |
| 株式会社内田洋行 | 513,000 | 188 | 取引関係の強化 |
| 東陽倉庫株式会社 | 600,000 | 179 | 協力関係の強化 |
| 株式会社名古屋銀行 | 405,000 | 161 | 協力関係の強化 |
| 二子八株式会社 | 115,000 | 161 | 取引関係の強化 |
| 株式会社カネカ | 161,000 | 136 | 取引関係の強化 |
| 大日精化工業株式会社 | 220,000 | 135 | 取引関係の強化 |
| 大東建託株式会社 | 10,000 | 134 | 取引関係の強化 |
| ショーボンドホールディングス株式会社 | 23,000 | 121 | 取引関係の強化 |
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 497,000 | 104 | 協力関係の強化 |
| 昭和電工株式会社 | 681,000 | 104 | 取引関係の強化 |
| 株式会社LIXILグループ | 36,464 | 103 | 取引関係の強化 |
| 竹田印刷株式会社 | 200,000 | 100 | 協力関係の強化 |
| 株式会社木曽路 | 47,300 | 98 | 取引関係の強化 |
| 計 | 12,532,248 | 10,406 | |

(当事業年度)
特定投資株式

| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|-----------------------|------------|-------------------|---------|
| タカスタンダード株式会社 | 1,102,553 | 1,127 | 取引関係の強化 |
| 株式会社岡村製作所 | 810,000 | 870 | 取引関係の強化 |
| 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ | 1,413,950 | 737 | 協力関係の強化 |
| ニッコンホールディングス株式会社 | 350,100 | 714 | 協力関係の強化 |
| 大日本印刷株式会社 | 627,000 | 627 | 取引関係の強化 |
| 株式会社ノーリツ | 235,900 | 432 | 取引関係の強化 |
| 永大産業株式会社 | 1,028,000 | 417 | 取引関係の強化 |
| 株式会社ADEKA | 251,000 | 412 | 取引関係の強化 |
| 株式会社日立ハイテクノロジーズ | 123,000 | 389 | 取引関係の強化 |
| 三井化学株式会社 | 1,035,000 | 388 | 取引関係の強化 |
| 住友林業株式会社 | 285,500 | 369 | 取引関係の強化 |
| 日産化学工業株式会社 | 120,000 | 348 | 取引関係の強化 |
| クリナップ株式会社 | 399,800 | 308 | 取引関係の強化 |
| デンカ株式会社 | 581,000 | 269 | 取引関係の強化 |
| アイホン株式会社 | 125,300 | 236 | 取引関係の強化 |
| 株式会社内田洋行 | 513,000 | 226 | 取引関係の強化 |
| 東亜合成株式会社 | 241,500 | 226 | 取引関係の強化 |
| 住友不動産株式会社 | 65,000 | 214 | 取引関係の強化 |
| ニチ八株式会社 | 115,000 | 195 | 取引関係の強化 |
| 東京海上ホールディングス株式会社 | 48,000 | 182 | 協力関係の強化 |
| 大東建託株式会社 | 10,000 | 159 | 取引関係の強化 |
| 株式会社カネカ | 161,000 | 155 | 取引関係の強化 |
| 株式会社名古屋銀行 | 405,000 | 149 | 協力関係の強化 |
| 東陽倉庫株式会社 | 600,000 | 138 | 協力関係の強化 |
| 株式会社木曽路 | 47,300 | 102 | 取引関係の強化 |
| 竹田印刷株式会社 | 200,000 | 100 | 協力関係の強化 |
| 大日精化工業株式会社 | 220,000 | 99 | 取引関係の強化 |
| ショーボンドホールディングス株式会社 | 23,000 | 98 | 取引関係の強化 |
| 株式会社LIXILグループ | 36,464 | 83 | 取引関係の強化 |
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 497,000 | 83 | 協力関係の強化 |
| 計 | 11,670,367 | 9,864 | |

八．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

| | 前事業年度 (百万円) | 当事業年度(百万円) | | | |
|---------|------------------|------------------|---------------|--------------|--------------|
| | 貸借対照表 計上額の合計額 | 貸借対照表 計上額の合計額 | 受取配当金の 合計額 | 売却損益の 合計額 | 評価損益の 合計額 |
| 非上場株式 | - | - | - | - | - |
| 上記以外の株式 | 90 | 83 | 1 | - | 17 |

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

(8) 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

(9) 取締役の選任の決議要件

株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものと定めております。

(10) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

自己株式の取得の決定機関

自己株式の取得について、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当

株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の定めにより、取締役会の決議によって、中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議事項の審議を円滑に行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|
| | 監査証明業務に 基づく報酬(百万円) | 非監査業務に 基づく報酬(百万円) | 監査証明業務に 基づく報酬(百万円) | 非監査業務に 基づく報酬(百万円) |
| 提出会社 | 35 | 6 | 39 | 15 |
| 連結子会社 | - | - | - | - |
| 計 | 35 | 6 | 39 | 15 |

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitteに対して報酬を支払っているその他の重要な報酬の内容は、当社連結子会社に対する四半期レビュー費用で、その金額は6百万円であります。

当社連結子会社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitteに対して報酬を支払っているその他の重要な報酬の内容は、監査証明業務に基づく報酬16百万円及び非監査業務に基づく報酬5百万円であります。

(当連結会計年度)

当社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitteに対して報酬を支払っているその他の重要な報酬の内容は、当社連結子会社に対する四半期レビュー費用で、その金額は6百万円であります。

当社連結子会社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitteに対して報酬を支払っているその他の重要な報酬の内容は、監査証明業務に基づく報酬21百万円及び非監査業務に基づく報酬7百万円であります。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、情報管理体制のコンサルタント業務であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務デューデリジェンス等の業務であります。

【監査報酬の決定方針】

会計監査人に対する報酬の額の決定に関する方針は、監査計画に基づく見積監査工数及び監査報酬について会計監査人と協議の上、監査役会の同意を得て決定することとしております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、会計監査人等の行う外部研修へ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 35,220 | 37,449 |
| 受取手形及び売掛金 | 45,692 | 49,333 |
| 商品及び製品 | 5,926 | 6,391 |
| 仕掛品 | 560 | 919 |
| 原材料及び貯蔵品 | 5,021 | 4,814 |
| 繰延税金資産 | 867 | 864 |
| その他 | 3,655 | 3,498 |
| 貸倒引当金 | 273 | 241 |
| 流動資産合計 | 96,670 | 103,028 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物 | 29,188 | 31,494 |
| 減価償却累計額 | 18,008 | 20,530 |
| 建物及び構築物(純額) | 2 11,179 | 2 10,964 |
| 機械装置及び運搬具 | 34,535 | 44,643 |
| 減価償却累計額 | 26,954 | 35,977 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 2 7,581 | 2 8,666 |
| 工具、器具及び備品 | 7,023 | 8,305 |
| 減価償却累計額 | 6,096 | 7,316 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 927 | 988 |
| 土地 | 2 7,700 | 2 8,975 |
| リース資産 | 430 | 477 |
| 減価償却累計額 | 291 | 299 |
| リース資産(純額) | 139 | 178 |
| 建設仮勘定 | 790 | 699 |
| 有形固定資産合計 | 28,318 | 30,472 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 4,495 | 2,792 |
| その他 | 2,126 | 2,172 |
| 無形固定資産合計 | 6,621 | 4,965 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 1 13,920 | 1 13,323 |
| 繰延税金資産 | 244 | 238 |
| 退職給付に係る資産 | 628 | 545 |
| その他 | 613 | 895 |
| 貸倒引当金 | - | 34 |
| 投資その他の資産合計 | 15,406 | 14,968 |
| 固定資産合計 | 50,346 | 50,405 |
| 資産合計 | 147,017 | 153,434 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 18,400 | 20,850 |
| 電子記録債務 | 4,674 | 3,982 |
| 短期借入金 | 2 1,429 | 513 |
| 未払法人税等 | 2,566 | 2,394 |
| 未払消費税等 | 904 | 516 |
| 賞与引当金 | 1,469 | 1,693 |
| その他 | 2 5,211 | 2 4,693 |
| 流動負債合計 | 34,655 | 34,644 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 2 1,426 | 2 1,043 |
| 繰延税金負債 | 2,280 | 2,101 |
| 退職給付に係る負債 | 684 | 1,147 |
| その他 | 743 | 1,997 |
| 固定負債合計 | 5,134 | 6,289 |
| 負債合計 | 39,790 | 40,933 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 9,891 | 9,891 |
| 資本剰余金 | 13,270 | 13,271 |
| 利益剰余金 | 73,527 | 80,618 |
| 自己株式 | 2,030 | 2,005 |
| 株主資本合計 | 94,659 | 101,776 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 3,511 | 3,027 |
| 繰延ヘッジ損益 | 8 | 4 |
| 為替換算調整勘定 | 4,845 | 3,092 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 174 | 103 |
| その他の包括利益累計額合計 | 8,523 | 6,218 |
| 新株予約権 | 67 | 36 |
| 非支配株主持分 | 3,976 | 4,469 |
| 純資産合計 | 107,226 | 112,501 |
| 負債純資産合計 | 147,017 | 153,434 |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 売上高 | 143,843 | 150,061 |
| 売上原価 | 104,992 | 108,067 |
| 売上総利益 | 38,850 | 41,993 |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 荷造運搬費 | 6,288 | 7,056 |
| 広告宣伝費 | 1,738 | 1,702 |
| 給料及び賞与 | 6,307 | 6,679 |
| 賞与引当金繰入額 | 874 | 895 |
| 退職給付費用 | 320 | 313 |
| 福利厚生費 | 1,407 | 1,571 |
| 減価償却費 | 923 | 894 |
| 賃借料 | 460 | 561 |
| その他 | 5,347 | 6,134 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 23,669 | 25,809 |
| 営業利益 | 15,181 | 16,184 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 90 | 109 |
| 受取配当金 | 244 | 302 |
| 設備賃貸料 | 126 | 105 |
| 為替差益 | 127 | - |
| 仕入割引 | 104 | 104 |
| 投資事業組合運用益 | 196 | 180 |
| その他 | 399 | 479 |
| 営業外収益合計 | 1,289 | 1,281 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 137 | 103 |
| 売上割引 | 135 | 138 |
| 為替差損 | - | 176 |
| 固定資産処分損 | 37 | 42 |
| 投資有価証券評価損 | 2 | 255 |
| 子会社株式取得関連費用 | - | 152 |
| その他 | 272 | 244 |
| 営業外費用合計 | 585 | 1,113 |
| 経常利益 | 15,885 | 16,352 |
| 特別利益 | | |
| 事業譲渡益 | 1,381 | - |
| 特別利益合計 | 1,381 | - |
| 税金等調整前当期純利益 | 17,266 | 16,352 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,157 | 5,501 |
| 法人税等調整額 | 173 | 20 |
| 法人税等合計 | 6,330 | 5,481 |
| 当期純利益 | 10,935 | 10,871 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 798 | 908 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 10,137 | 9,962 |

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|------------------|--|--|
| 当期純利益 | 10,935 | 10,871 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,304 | 484 |
| 繰延ヘッジ損益 | 10 | 4 |
| 為替換算調整勘定 | 2,822 | 2,065 |
| 退職給付に係る調整額 | 268 | 71 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | 5 | 42 |
| その他の包括利益合計 | 4,390 | 2,573 |
| 包括利益 | 15,325 | 8,297 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 14,025 | 7,657 |
| 非支配株主に係る包括利益 | 1,299 | 639 |

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|-------|--------|--------|-------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 9,891 | 13,269 | 65,765 | 2,334 | 86,591 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 169 | | 169 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 9,891 | 13,269 | 65,935 | 2,334 | 86,761 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 2,544 | | 2,544 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 10,137 | | 10,137 |
| 自己株式の取得 | | | | 3 | 3 |
| 自己株式の処分 | | | | 299 | 299 |
| 新株予約権の行使 | | 1 | | 8 | 9 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | 1 | 7,592 | 304 | 7,897 |
| 当期末残高 | 9,891 | 13,270 | 73,527 | 2,030 | 94,659 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | |
|---------------------|--------------|---------|----------|--------------|---------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |
| 当期首残高 | 2,206 | 1 | 2,519 | 93 | 4,634 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 2,206 | 1 | 2,519 | 93 | 4,634 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | |
| 新株予約権の行使 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1,304 | 10 | 2,326 | 268 | 3,888 |
| 当期変動額合計 | 1,304 | 10 | 2,326 | 268 | 3,888 |
| 当期末残高 | 3,511 | 8 | 4,845 | 174 | 8,523 |

| | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------|-------|---------|---------|
| 当期首残高 | 77 | 3,085 | 94,389 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 169 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 77 | 3,085 | 94,558 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 2,544 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 10,137 |
| 自己株式の取得 | | | 3 |
| 自己株式の処分 | | | 299 |
| 新株予約権の行使 | | | 9 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 9 | 890 | 4,769 |
| 当期変動額合計 | 9 | 890 | 12,667 |
| 当期末残高 | 67 | 3,976 | 107,226 |

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

| | 株主資本 | | | | |
|----------------------|-------|--------|--------|-------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 9,891 | 13,270 | 73,527 | 2,030 | 94,659 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 2,871 | | 2,871 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 9,962 | | 9,962 |
| 自己株式の取得 | | | | 1 | 1 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | 2 | | | 2 |
| 新株予約権の行使 | | 3 | | 27 | 30 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | 0 | 7,090 | 25 | 7,116 |
| 当期末残高 | 9,891 | 13,271 | 80,618 | 2,005 | 101,776 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | |
|----------------------|--------------|---------|----------|--------------|---------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |
| 当期首残高 | 3,511 | 8 | 4,845 | 174 | 8,523 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | | |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | | | |
| 新株予約権の行使 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 484 | 4 | 1,753 | 71 | 2,304 |
| 当期変動額合計 | 484 | 4 | 1,753 | 71 | 2,304 |
| 当期末残高 | 3,027 | 4 | 3,092 | 103 | 6,218 |

| | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|----------------------|-------|---------|---------|
| 当期首残高 | 67 | 3,976 | 107,226 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 2,871 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 9,962 |
| 自己株式の取得 | | | 1 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | 2 |
| 新株予約権の行使 | | | 30 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 30 | 493 | 1,842 |
| 当期変動額合計 | 30 | 493 | 5,274 |
| 当期末残高 | 36 | 4,469 | 112,501 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|----------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 17,266 | 16,352 |
| 減価償却費 | 3,117 | 3,510 |
| 貸倒引当金の増減額（は減少） | 53 | 1 |
| 賞与引当金の増減額（は減少） | 18 | 190 |
| 退職給付に係る負債の増減額（は減少） | 49 | 60 |
| 受取利息及び受取配当金 | 334 | 412 |
| 支払利息 | 137 | 103 |
| 事業譲渡損益（は益） | 1,381 | - |
| 売上債権の増減額（は増加） | 408 | 1,682 |
| たな卸資産の増減額（は増加） | 1,458 | 292 |
| その他の流動資産の増減額（は増加） | 202 | 185 |
| 仕入債務の増減額（は減少） | 757 | 886 |
| その他の流動負債の増減額（は減少） | 422 | 916 |
| その他 | 998 | 1,449 |
| 小計 | 19,403 | 20,019 |
| 利息及び配当金の受取額 | 351 | 431 |
| 利息の支払額 | 147 | 111 |
| 法人税等の支払額 | 6,526 | 5,727 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 13,080 | 14,612 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 3,175 | 2,843 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 143 | 264 |
| 投資有価証券の取得による支出 | 1,112 | 909 |
| 投資有価証券の売却による収入 | 1,149 | 807 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出 | - | 4,225 |
| 事業譲渡による収入 | 3,001 | - |
| その他 | 136 | 409 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 143 | 7,025 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額（は減少） | 30 | 880 |
| 長期借入金の返済による支出 | 261 | 512 |
| 長期借入れによる収入 | 531 | - |
| 配当金の支払額 | 2,545 | 2,872 |
| 非支配株主への配当金の支払額 | 409 | 430 |
| 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出 | - | 84 |
| 自己株式の売却による収入 | 859 | - |
| リース債務の返済による支出 | 52 | 67 |
| その他 | 3 | 1 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 1,912 | 4,849 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 423 | 508 |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 11,448 | 2,228 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 23,772 | 35,220 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 35,220 | 37,449 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数：25社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 . 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

(2) 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の数：3社

主要な非連結子会社の名称

株式会社アイホー

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社の合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結総資産、連結売上高、親会社株主に帰属する当期純利益及び利益剰余金等に対し僅少であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用した関連会社の数：1社

会社の名称 ダイネアパキスタン社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

株式会社アイホー

(関連会社)

マイカラミネ - ト社

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、親会社株主に帰属する当期純利益及び利益剰余金等に対し僅少であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

持分法適用会社であるダイネアパキスタン社の決算日は、連結決算日と異なっておりますが、同社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、アイカインドネシア社、アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社ほか16社は12月末日が決算日であり、それぞれの決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 3年～25年

在外連結子会社は見積耐用年数を使用した残存価額を零とする定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社の自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えて、連結会社間の債権、債務を相殺消去した後の債権を基礎として、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社において、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しているほか、在外連結子会社において発生した数理計算上の差異は、その発生時に費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段 為替予約
- b ヘッジ対象 外貨建予定取引

ヘッジ方針

外貨建予定取引に関しては、為替予約を付し為替変動リスクをヘッジする方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については振当処理のみであるため、ヘッジ有効性は明らかであります。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

発生日以後5年間の定額法により償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

(企業会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた274百万円は、「投資有価証券評価損」2百万円、「その他」272百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社項目

非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 投資有価証券 | 806百万円 | 886百万円 |

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 建物・機械及び装置・土地 | 613百万円 | 512百万円 |

担保付債務は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 短期借入金 | 229百万円 | - 百万円 |
| 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金 含む) | 673百万円 | 430百万円 |

3 受取手形裏書譲渡高

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 受取手形裏書譲渡高 | 151百万円 | 171百万円 |

(連結損益計算書関係)

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|--|--|--|
| | 2,356百万円 | 2,597百万円 |

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|-------------------|--|--|
| その他有価証券評価差額金： | | |
| 当期発生額 | 1,827百万円 | 1,001百万円 |
| 組替調整額 | 68百万円 | 175百万円 |
| 税効果調整前 | 1,759百万円 | 825百万円 |
| 税効果額 | 454百万円 | 341百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,304百万円 | 484百万円 |
| 繰延ヘッジ損益： | | |
| 当期発生額 | 17百万円 | 19百万円 |
| 組替調整額 | 1百万円 | 13百万円 |
| 税効果調整前 | 15百万円 | 6百万円 |
| 税効果額 | 5百万円 | 2百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | 10百万円 | 4百万円 |
| 為替換算調整勘定： | | |
| 当期発生額 | 2,822百万円 | 2,065百万円 |
| 組替調整額 | - 百万円 | - 百万円 |
| 税効果調整前 | 2,822百万円 | 2,065百万円 |
| 税効果額 | - 百万円 | - 百万円 |
| 為替換算調整勘定 | 2,822百万円 | 2,065百万円 |
| 退職給付に係る調整額： | | |
| 当期発生額 | 342百万円 | 130百万円 |
| 組替調整額 | 59百万円 | 21百万円 |
| 税効果調整前 | 402百万円 | 109百万円 |
| 税効果額 | 134百万円 | 37百万円 |
| 退職給付に係る調整額 | 268百万円 | 71百万円 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額： | | |
| 当期発生額 | 5百万円 | 42百万円 |
| 組替調整額 | - 百万円 | - 百万円 |
| 税効果調整前 | 5百万円 | 42百万円 |
| 税効果額 | - 百万円 | - 百万円 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | 5百万円 | 42百万円 |
| その他の包括利益合計 | 4,390百万円 | 2,573百万円 |

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 株式数(株) | 当連結会計年度 増加株式数(株) | 当連結会計年度 減少株式数(株) | 当連結会計年度末 株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式 | 67,590,664 | - | - | 67,590,664 |

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 株式数(株) | 当連結会計年度 増加株式数(株) | 当連結会計年度 減少株式数(株) | 当連結会計年度末 株式数(株) |
|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式 | 2,673,402 | 1,499 | 341,300 | 2,333,601 |
| 当社が保有する 自己株式 | 2,341,902 | 1,499 | 9,800 | 2,333,601 |
| 従持信託が保有する 自己株式 | 331,500 | - | 331,500 | - |

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 1,499株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

従持信託から持株会への売却による減少 91,900株

従持信託が市場で売却したことによる減少 239,600株

3 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 新株予約権の内訳 | 当連結会計年度末残高(百万円) |
|------|---------------------|-----------------|
| 提出会社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | 67 |

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成26年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,239 | 19 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月25日 |
| 平成26年10月30日 取締役会 | 普通株式 | 1,305 | 20 | 平成26年9月30日 | 平成26年12月3日 |

(注)1 平成26年6月24日定時株主総会の決議による配当金の総額には従持信託が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(注)2 平成26年10月30日取締役会の決議による配当金の総額には従持信託が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成27年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,500 | 利益剰余金 | 23 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月25日 |

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 株式数（株） | 当連結会計年度 増加株式数（株） | 当連結会計年度 減少株式数（株） | 当連結会計年度末 株式数（株） |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式 | 67,590,664 | - | - | 67,590,664 |

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 株式数（株） | 当連結会計年度 増加株式数（株） | 当連結会計年度 減少株式数（株） | 当連結会計年度末 株式数（株） |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式 | 2,333,601 | 752 | 31,200 | 2,303,153 |

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

752株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使により自己株式を交付したことによる減少

31,200株

3 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 新株予約権の内訳 | 当連結会計年度末残高（百万円） |
|------|---------------------|-----------------|
| 提出会社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | 36 |

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 （百万円） | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成27年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,500 | 23 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月25日 |
| 平成27年10月30日 取締役会 | 普通株式 | 1,371 | 21 | 平成27年9月30日 | 平成27年12月3日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 当金の総額 （百万円） | 配当の原資 | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成28年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,632 | 利益剰余金 | 25 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月24日 |

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 現金及び預金勘定 | 35,220百万円 | 37,449百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 35,220百万円 | 37,449百万円 |

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、建装材事業における生産設備(機械及び装置)であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等で運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部の外貨建ての営業債権をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。また、長期借入金は、海外連結子会社において主に設備投資資金として調達したものであります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替変動リスクを回避する目的で先物為替予約取引を利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「4. 会計方針に関する事項(6)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

| | 連結貸借対照表計上額 （百万円） | 時価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|----------------------|---------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金 | 35,220 | 35,220 | - |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 45,692 | 45,692 | - |
| (3) 投資有価証券 | | | |
| 関連会社株式 | 194 | 260 | 65 |
| その他有価証券 | 12,186 | 12,186 | - |
| 資産計 | 93,293 | 93,359 | 65 |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 18,400 | 18,400 | - |
| (2) 電子記録債務 | 4,674 | 4,674 | - |
| (3) 短期借入金 | 1,429 | 1,429 | - |
| (4) 未払法人税等 | 2,566 | 2,566 | - |
| (5) 未払消費税等 | 904 | 904 | - |
| (6) 長期借入金（一年内返済予定含む） | 1,947 | 1,957 | 10 |
| 負債計 | 29,922 | 29,932 | 10 |
| デリバティブ取引（*） | （18） | （18） | - |

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。なお、「外貨建取引等会計処理基準」により外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引については、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|---------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金 | 37,449 | 37,449 | - |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 49,333 | 49,333 | - |
| (3) 投資有価証券 | | | |
| 関連会社株式 | 253 | 219 | 33 |
| その他有価証券 | 11,871 | 11,871 | - |
| 資産計 | 98,908 | 98,874 | 33 |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 20,850 | 20,850 | - |
| (2) 電子記録債務 | 3,982 | 3,982 | - |
| (3) 短期借入金 | 513 | 513 | - |
| (4) 未払法人税等 | 2,394 | 2,394 | - |
| (5) 未払消費税等 | 516 | 516 | - |
| (6) 長期借入金（一年内返済予定含む） | 1,385 | 1,392 | 7 |
| 負債計 | 29,642 | 29,650 | 7 |
| デリバティブ取引（*） | (7) | (7) | - |

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。なお、「外貨建取引等会計処理基準」により外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引については、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブの時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

（注）1 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（一年内返済予定含む）

変動金利による借入の時価については、短期的に市場金利を反映しており、また、当社の信用状況は実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利による借入の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) (百万円) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) (百万円) |
|----------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 非上場株式 | 995 | 882 |
| 投資事業有限責任組合への出資 | 543 | 315 |
| 合計 | 1,539 | 1,198 |

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超5年以内 (百万円) | 5年超10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-------------------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 現金及び預金 | 35,170 | - | - | - |
| 受取手形及び売掛金 | 45,692 | - | - | - |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| (1) 社債 | - | - | 100 | - |
| (2) その他 | - | 400 | 100 | 300 |
| 合計 | 80,862 | 400 | 200 | 300 |

当連結会計年度(平成28年3月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超5年以内 (百万円) | 5年超10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-------------------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 現金及び預金 | 37,398 | - | - | - |
| 受取手形及び売掛金 | 49,333 | - | - | - |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| (1) 社債 | - | - | 100 | - |
| (2) その他 | - | 500 | 300 | 300 |
| 合計 | 86,731 | 500 | 400 | 300 |

(注) 4 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(平成27年3月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 短期借入金 | 1,429 | - | - | - | - | - |
| 長期借入金 | 520 | 355 | 355 | 355 | 211 | 148 |
| 合計 | 1,949 | 355 | 355 | 355 | 211 | 148 |

当連結会計年度(平成28年3月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 短期借入金 | 513 | - | - | - | - | - |
| 長期借入金 | 341 | 341 | 341 | 211 | 148 | - |
| 合計 | 854 | 341 | 341 | 211 | 148 | - |

(有価証券関係)

(1) その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

| | 種類 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------------|-----|---------------------|---------------|-------------|
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | 11,110 | 6,091 | 5,019 |
| | 社債 | 101 | 100 | 1 |
| | その他 | 308 | 300 | 8 |
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | 187 | 198 | 11 |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | 477 | 500 | 22 |
| 合計 | | 12,186 | 7,189 | 4,996 |

(注) 非上場株式、投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額383百万円、543百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

| | 種類 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------------|-----|---------------------|---------------|-------------|
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | 10,417 | 6,074 | 4,343 |
| | 社債 | 100 | 100 | 0 |
| | その他 | 107 | 100 | 7 |
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | 375 | 415 | 40 |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | 870 | 1,000 | 129 |
| 合計 | | 11,871 | 7,689 | 4,182 |

(注) 非上場株式、投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額249百万円、315百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(2) 減損処理を行った有価証券

減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超(百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|---------------|----------|---------------|---------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の 取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | シンガポールドル | 2,244 | - | 3 | 3 |
| 合計 | | 2,244 | - | 3 | 3 |

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超(百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|---------------|------------|---------------|---------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の 取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | シンガポールドル | 46 | - | 0 | 0 |
| | タイバーツ | 5 | - | 0 | 0 |
| | マレーシアリングット | 52 | - | 0 | 0 |
| 合計 | | 103 | - | 0 | 0 |

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（平成27年3月31日）

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等（百万円） | 契約額等のうち1年超（百万円） | 時価（百万円） |
|------------|--------|---------|-----------|-----------------|---------|
| 為替予約等の振当処理 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 米ドル | 売掛金 | 816 | - | 9 |
| | 買建 | | | | |
| | 米ドル | 買掛金 | 445 | - | 5 |
| 合計 | | | 1,262 | - | 14 |

（注）時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等（百万円） | 契約額等のうち1年超（百万円） | 時価（百万円） |
|------------|--------|---------|-----------|-----------------|---------|
| 為替予約等の振当処理 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 米ドル | 売掛金 | 1,463 | - | 54 |
| | 買建 | | | | |
| | 米ドル | 買掛金 | 805 | - | 10 |
| 合計 | | | 2,268 | - | 43 |

（注）時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の退職給付制度も設けております。

また、従業員の退職等に際して退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の子会社を除いて国内連結子会社におきましては、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | |
|------------------|--|----------|--|----------|
| | 退職給付債務の期首残高 | 5,226百万円 | 4,770百万円 | 4,770百万円 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | 263百万円 | - | - | - |
| 会計方針の変更を反映した期首残高 | 4,963百万円 | 4,770百万円 | 4,770百万円 | 4,770百万円 |
| 子会社取得による増加 | - | 931百万円 | 931百万円 | 931百万円 |
| 勤務費用 | 373百万円 | 381百万円 | 381百万円 | 381百万円 |
| 利息費用 | 52百万円 | 83百万円 | 83百万円 | 83百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1百万円 | 44百万円 | 44百万円 | 44百万円 |
| 退職給付の支払額 | 194百万円 | 252百万円 | 252百万円 | 252百万円 |
| その他 | 422百万円 | 28百万円 | 28百万円 | 28百万円 |
| 退職給付債務の期末残高 | 4,770百万円 | 5,930百万円 | 5,930百万円 | 5,930百万円 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | |
|--------------|--|----------|--|----------|
| | 年金資産の期首残高 | 4,652百万円 | 4,751百万円 | 4,751百万円 |
| 子会社取得による増加 | - | 590百万円 | 590百万円 | 590百万円 |
| 期待運用収益 | 88百万円 | 102百万円 | 102百万円 | 102百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 343百万円 | 170百万円 | 170百万円 | 170百万円 |
| 事業主からの拠出額 | 244百万円 | 306百万円 | 306百万円 | 306百万円 |
| 退職給付の支払額 | 186百万円 | 216百万円 | 216百万円 | 216百万円 |
| その他 | 390百万円 | - | - | - |
| 年金資産の期末残高 | 4,751百万円 | 5,364百万円 | 5,364百万円 | 5,364百万円 |

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | |
|----------------|--|-------|--|-------|
| | 退職給付に係る負債の期首残高 | 42百万円 | 36百万円 | 36百万円 |
| 退職給付費用 | 13百万円 | 14百万円 | 14百万円 | 14百万円 |
| 制度への拠出額 | 19百万円 | 15百万円 | 15百万円 | 15百万円 |
| 退職給付に係る負債の期末残高 | 36百万円 | 36百万円 | 36百万円 | 36百万円 |

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) | |
|-----------------------|-------------------------|----------|-------------------------|----------|
| | 積立型制度の退職給付債務 | 4,253百万円 | 5,012百万円 | 5,012百万円 |
| 年金資産 | 4,879百万円 | 5,504百万円 | 5,504百万円 | 5,504百万円 |
| | 625百万円 | 492百万円 | 492百万円 | 492百万円 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 681百万円 | 1,094百万円 | 1,094百万円 | 1,094百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 55百万円 | 601百万円 | 601百万円 | 601百万円 |
| 退職給付に係る資産 | 628百万円 | 545百万円 | 545百万円 | 545百万円 |
| 退職給付に係る負債 | 684百万円 | 1,147百万円 | 1,147百万円 | 1,147百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 55百万円 | 601百万円 | 601百万円 | 601百万円 |

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 勤務費用 | 370百万円 | 381百万円 |
| 利息費用 | 52百万円 | 83百万円 |
| 期待運用収益 | 88百万円 | 102百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 69百万円 | 37百万円 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 1百万円 | -百万円 |
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 13百万円 | 14百万円 |
| その他 | 3百万円 | 19百万円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 420百万円 | 434百万円 |

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|----------|--|--|
| 過去勤務費用 | 1百万円 | -百万円 |
| 数理計算上の差異 | 404百万円 | 109百万円 |
| 合計 | 402百万円 | 109百万円 |

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 未認識数理計算上の差異 | 257百万円 | 148百万円 |
| 合計 | 257百万円 | 148百万円 |

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|------------|-------------------------|-------------------------|
| 国内債券 | 30% | 28% |
| 外国債券 | 8% | 11% |
| 国内株式 | 18% | 12% |
| 外国株式 | 16% | 11% |
| 保険資産(一般勘定) | 26% | 17% |
| その他 | 2% | 21% |
| 合計 | 100% | 100% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 割引率 | 0.93% | 0.93% |
| 長期期待運用収益率 | 2.00% | 2.00% |

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度59百万円、当連結会計年度59百万円
 であります。

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| 会社名 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 |
|------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 決議年月日 | 平成18年 6月23日 | 平成19年 6月22日 | 平成20年 6月24日 | 平成21年 6月23日 |
| 付与対象者の 区分及び人数 | 当社の取締役8名 | 当社の取締役8名 | 当社の取締役8名 | 当社の取締役8名 |
| 株式の種類及び付与数(注) | 普通株式 11,000株 | 普通株式 11,000株 | 普通株式 11,500株 | 普通株式 11,500株 |
| 付与日 | 平成19年 5月24日 | 平成20年 5月27日 | 平成21年 5月26日 | 平成22年 5月18日 |
| 権利確定条件 | 該当事項は ありません。 | 該当事項は ありません。 | 該当事項は ありません。 | 該当事項は ありません。 |
| 対象勤務期間 | 該当事項は ありません。 | 該当事項は ありません。 | 該当事項は ありません。 | 該当事項は ありません。 |
| 権利行使期間 | 自平成19年 5月25日 至平成39年 5月24日 | 自平成20年 5月28日 至平成40年 5月27日 | 自平成21年 5月27日 至平成41年 5月26日 | 自平成22年 5月19日 至平成42年 5月18日 |

| 会社名 | 提出会社 | 提出会社 | 提出会社 |
|------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 決議年月日 | 平成22年 6月23日 | 平成23年 6月23日 | 平成24年 6月22日 |
| 付与対象者の 区分及び人数 | 当社の取締役7名 | 当社の取締役8名 | 当社の取締役8名 |
| 株式の種類及び付与数(注) | 普通株式 11,500株 | 普通株式 23,000株 | 普通株式 17,000株 |
| 付与日 | 平成23年 5月16日 | 平成24年 5月15日 | 平成25年 5月16日 |
| 権利確定条件 | 該当事項は ありません。 | 該当事項は ありません。 | 該当事項は ありません。 |
| 対象勤務期間 | 該当事項は ありません。 | 該当事項は ありません。 | 該当事項は ありません。 |
| 権利行使期間 | 自平成23年 5月17日 至平成43年 5月16日 | 自平成24年 5月16日 至平成44年 5月15日 | 自平成25年 5月17日 至平成45年 5月16日 |

(注) 付与数については株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| 会社名 | 提出会社 |
|---------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 決議年月日 | 平成18年 6月23日 | 平成19年 6月22日 | 平成20年 6月24日 | 平成21年 6月23日 | 平成22年 6月23日 | 平成23年 6月23日 | 平成24年 6月22日 |
| 権利確定前 | | | | | | | |
| 期首（株） | - | - | - | - | - | - | - |
| 付与（株） | - | - | - | - | - | - | - |
| 失効（株） | - | - | - | - | - | - | - |
| 権利確定（株） | - | - | - | - | - | - | - |
| 未確定残（株） | - | - | - | - | - | - | - |
| 権利確定後 | | | | | | | |
| 期首（株） | 4,000 | 4,000 | 5,400 | 6,800 | 10,200 | 20,500 | 15,200 |
| 権利確定（株） | - | - | - | - | - | - | - |
| 権利行使（株） | 3,100 | 3,100 | 3,400 | 3,600 | 4,200 | 8,000 | 5,800 |
| 失効（株） | - | - | - | - | - | - | - |
| 未行使残（株） | 900 | 900 | 2,000 | 3,200 | 6,000 | 12,500 | 9,400 |

単価情報

| 会社名 | 提出会社 |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 決議年月日 | 平成18年 6月23日 | 平成19年 6月22日 | 平成20年 6月24日 | 平成21年 6月23日 | 平成22年 6月23日 | 平成23年 6月23日 | 平成24年 6月22日 |
| 権利行使価格（円） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 行使時 平均株価（円） | 2,736 | 2,736 | 2,736 | 2,736 | 2,736 | 2,736 | 2,736 |
| 付与日における 公正な評価単価（円） | - | 676 | 664 | 736 | 716 | 858 | 1,746 |

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| < 繰延税金資産 > | | |
| たな卸資産 | 20百万円 | 25百万円 |
| 賞与引当金 | 428百万円 | 422百万円 |
| 未払事業税 | 208百万円 | 106百万円 |
| 貸倒引当金 | 5百万円 | 12百万円 |
| 退職給付に係る負債 | 156百万円 | 124百万円 |
| 未払役員退職慰労金 | 11百万円 | 0百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 521百万円 | 270百万円 |
| 未実現利益 | 82百万円 | 81百万円 |
| その他 | 397百万円 | 529百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,832百万円 | 1,573百万円 |
| 同一納税主体に係る繰延税金負債との相殺 | 720百万円 | 470百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 1,112百万円 | 1,102百万円 |
| < 繰延税金負債 > | | |
| 圧縮積立金 | 256百万円 | 133百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,667百万円 | 1,030百万円 |
| 連結子会社の評価差額 | 369百万円 | 517百万円 |
| その他 | 707百万円 | 891百万円 |
| 繰延税金負債小計 | 3,001百万円 | 2,572百万円 |
| 同一納税主体に係る繰延税金資産との相殺 | 720百万円 | 470百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 2,280百万円 | 2,101百万円 |

繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 流動資産 - 繰延税金資産 | 867百万円 | 864百万円 |
| 固定資産 - 繰延税金資産 | 244百万円 | 238百万円 |
| 固定負債 - 繰延税金負債 | 2,280百万円 | 2,101百万円 |

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|----------------------|-------------------------|---|
| 法定実効税率 (調整) | 35.5% | 法定実効税率と税効果会計適用後の 法人税等の負担率との間の差異が法定 実効税率の100分の5以下であるため 注記を省略しております。 |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.4 | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 3.3 | |
| のれん償却額 | 2.8 | |
| 海外子会社の留保利益 | 1.7 | |
| 受取配当金連結消去に伴う影響額 | 5.0 | |
| 連結子会社の税率差異 | 4.4 | |
| 税額控除 | 0.8 | |
| その他 | 0.3 | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担税率 | 36.6 | |

3 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。この法定実効税率の変更による影響額は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品の種類及び販売市場別を基礎とした「化成品」「建装材」及び「住器建材」の3つのセグメントから構成されており、事業毎に国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

報告セグメント別の主要製品は次のとおりであります。

| | |
|------|-------------------------------|
| 化成品 | 外装・内装仕上塗材、塗り床材、各種接着剤、有機微粒子、他 |
| 建装材 | メラミン化粧板、化粧合板 |
| 住器建材 | 室内用ドア、インテリア建材、カウンター、収納扉、不燃化粧材 |

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、社内ルールに基づき利益を付加した価格によっております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
 前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | | 調整額 (注)1 (注)3 | 連結財務諸 表計上額 (注)2 |
|------------------------|---------|--------|--------|---------|---------------------|-----------------------|
| | 化成品 | 建装材 | 住器建材 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 75,081 | 32,096 | 36,665 | 143,843 | - | 143,843 |
| セグメント間の内部売上 高又は振替高 | 2,886 | 2,276 | - | 5,163 | 5,163 | - |
| 計 | 77,967 | 34,373 | 36,665 | 149,006 | 5,163 | 143,843 |
| セグメント利益 | 4,673 | 6,686 | 5,916 | 17,276 | 2,095 | 15,181 |
| セグメント資産 | 60,784 | 24,711 | 28,577 | 114,074 | 32,943 | 147,017 |
| その他の項目 | | | | | | |
| 減価償却費 | 1,779 | 599 | 561 | 2,940 | 160 | 3,100 |
| 有形固定資産及び無形固 定資産の増加額 | 1,872 | 444 | 537 | 2,854 | 106 | 2,960 |

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | | 調整額 (注)1 (注)3 | 連結財務諸 表計上額 (注)2 |
|------------------------|---------|--------|--------|---------|---------------------|-----------------------|
| | 化成品 | 建装材 | 住器建材 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 77,269 | 36,451 | 36,339 | 150,061 | - | 150,061 |
| セグメント間の内部売上 高又は振替高 | 2,657 | 2,386 | - | 5,043 | 5,043 | - |
| 計 | 79,927 | 38,837 | 36,339 | 155,104 | 5,043 | 150,061 |
| セグメント利益 | 5,417 | 6,843 | 5,995 | 18,255 | 2,071 | 16,184 |
| セグメント資産 | 60,981 | 32,531 | 28,412 | 121,925 | 31,509 | 153,434 |
| その他の項目 | | | | | | |
| 減価償却費 | 1,908 | 933 | 515 | 3,356 | 134 | 3,491 |
| 有形固定資産及び無形固 定資産の増加額 | 2,061 | 523 | 237 | 2,822 | 112 | 2,934 |

(注)1 前連結会計年度及び当連結会計年度におけるセグメント利益の調整額 2,095百万円及び 2,071百万円には、それぞれ各報告セグメントに配分しない全社費用 2,091百万円及び 2,070百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理部門（人事、総務、経理部門等）に係る費用であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 前連結会計年度及び当連結会計年度におけるセグメント資産の調整額32,943百万円及び31,509百万円には、それぞれ各報告セグメントに配分していない全社資産32,943百万円及び31,509百万円が含まれております。全社資産は、セグメントに帰属しない現金及び預金、有価証券、投資有価証券及び一般管理部門（人事、総務、経理部門等）に係る資産であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

| 日本 | アジア・オセアニア | その他 | 合計 |
|--------|-----------|-----|---------|
| 96,008 | 46,905 | 929 | 143,843 |

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

| 日本 | アジア・オセアニア | 合計 |
|--------|-----------|--------|
| 16,531 | 11,786 | 28,318 |

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

| 日本 | アジア・オセアニア | その他 | 合計 |
|---------|-----------|-------|---------|
| 100,210 | 48,805 | 1,045 | 150,061 |

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

| 日本 | アジア・オセアニア | 合計 |
|--------|-----------|--------|
| 19,358 | 11,114 | 30,472 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

（単位：百万円）

| | 化成品 | 建装材 | 住器建材 | 調整額 | 合計 |
|-------|-------|-----|------|-----|-------|
| 当期償却額 | 1,378 | - | - | - | 1,378 |
| 当期末残高 | 4,495 | - | - | - | 4,495 |

当連結会計年度（自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）

（単位：百万円）

| | 化成品 | 建装材 | 住器建材 | 調整額 | 合計 |
|-------|-------|-----|------|-----|-------|
| 当期償却額 | 1,444 | - | - | - | 1,444 |
| 当期末残高 | 2,792 | - | - | - | 2,792 |

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社または重要な関連会社に関する注記

・親会社情報

連結財務諸表提出会社には、親会社はありません。

・重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|---------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 1,581円17銭 | 1,654円14銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 155円99銭 | 152円62銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 155円82銭 | 152円51銭 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|---|--|--|
| 1株当たり当期純利益金額 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円) | 10,137 | 9,962 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円) | 10,137 | 9,962 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 64,989 | 65,280 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円) | - | - |
| 普通株式増加数(千株) | 69 | 45 |
| (うち新株予約権(千株)) | (69) | (45) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 | - | - |

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成27年3月31日) | 当連結会計年度 (平成28年3月31日) |
|---------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 純資産の部の合計額(百万円) | 107,226 | 112,501 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円) | 4,043 | 4,506 |
| (うち新株予約権(百万円)) | (67) | (36) |
| (うち非支配株主持分(百万円)) | (3,976) | (4,469) |
| 普通株式に係る期末の純資産額(百万円) | 103,182 | 107,994 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株) | 65,257 | 65,287 |

(注) 3. アイカ工業株式保有会専用信託が保有する当社株式を「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前連結会計年度265千株、当連結会計年度は該当事項はありません)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| | 当期首残高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-----------------------------|----------------|----------------|-------------|-----------------|
| 短期借入金 | 1,429 | 513 | 3.0 | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 520 | 341 | 3.1 | - |
| 1年以内に返済予定のリース債務 | 43 | 64 | - | - |
| 長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。) | 1,426 | 1,043 | 2.6 | 平成29年～ 平成32年 |
| リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。) | 99 | 222 | - | 平成29年～ 平成39年 |
| その他有利子負債 | | | | |
| 取引先預り保証金 | 427 | 440 | 0.2 | - |
| 合計 | 3,946 | 2,625 | - | - |

(注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定金額は以下のとおりであります。

| | 1年超2年以内 (百万円) | 2年超3年以内 (百万円) | 3年超4年以内 (百万円) | 4年超5年以内 (百万円) |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 長期借入金 | 341 | 341 | 211 | 148 |
| リース債務 | 56 | 54 | 48 | 18 |

4 その他有利子負債中の取引先預り保証金については、連結決算日後5年間の返済予定金額を確定できないため記載を省略しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第 1 四半期 | 第 2 四半期 | 第 3 四半期 | 当連結会計年度 |
|---------------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 売上高 (百万円) | 31,952 | 69,691 | 108,167 | 150,061 |
| 税金等調整前四半期 (当期) 純利益金額 (百万円) | 3,279 | 7,638 | 11,949 | 16,352 |
| 親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益金額 (百万円) | 1,945 | 4,608 | 7,194 | 9,962 |
| 1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円) | 29.82 | 70.61 | 110.21 | 152.62 |

| (会計期間) | 第 1 四半期 | 第 2 四半期 | 第 3 四半期 | 第 4 四半期 |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|
| 1 株当たり四半期純利益金額 (円) | 29.82 | 40.79 | 39.60 | 42.40 |

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 25,655 | 25,031 |
| 受取手形 | 11,621 | 11,248 |
| 売掛金 | 1 25,030 | 1 25,969 |
| 商品及び製品 | 3,682 | 3,851 |
| 仕掛品 | 308 | 332 |
| 原材料及び貯蔵品 | 964 | 986 |
| 繰延税金資産 | 691 | 651 |
| 短期貸付金 | 1 936 | 1 2,840 |
| 未収入金 | 1 1,353 | 1 1,597 |
| その他 | 1 229 | 1 269 |
| 貸倒引当金 | - | 8 |
| 流動資産合計 | 70,473 | 72,772 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 4,962 | 4,680 |
| 構築物 | 374 | 346 |
| 機械及び装置 | 1,938 | 1,734 |
| 車両運搬具 | 48 | 49 |
| 工具、器具及び備品 | 502 | 363 |
| 土地 | 5,987 | 5,370 |
| リース資産 | 130 | 87 |
| 建設仮勘定 | 167 | 284 |
| 有形固定資産合計 | 14,112 | 12,916 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 327 | 285 |
| その他 | 73 | 81 |
| 無形固定資産合計 | 401 | 367 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 13,111 | 12,389 |
| 関係会社株式 | 20,120 | 23,214 |
| 関係会社出資金 | 836 | 921 |
| その他 | 662 | 814 |
| 貸倒引当金 | - | 15 |
| 投資その他の資産合計 | 34,731 | 37,323 |
| 固定資産合計 | 49,244 | 50,607 |
| 資産合計 | 119,718 | 123,380 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形 | 85 | 69 |
| 電子記録債務 | 1 4,674 | 1 5,306 |
| 買掛金 | 1 14,158 | 1 14,080 |
| リース債務 | 40 | 14 |
| 未払金 | 32 | 20 |
| 未払費用 | 1,642 | 1 1,784 |
| 未払法人税等 | 2,033 | 1,694 |
| 未払消費税等 | 695 | 321 |
| 賞与引当金 | 1,176 | 1,230 |
| その他 | 1,435 | 1 282 |
| 流動負債合計 | 25,975 | 24,805 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | 92 | 76 |
| 繰延税金負債 | 1,430 | 1,035 |
| その他 | 493 | 463 |
| 固定負債合計 | 2,017 | 1,575 |
| 負債合計 | 27,992 | 26,380 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 9,891 | 9,891 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 13,277 | 13,277 |
| その他資本剰余金 | 1 | 4 |
| 資本剰余金合計 | 13,278 | 13,282 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 1,622 | 1,622 |
| その他利益剰余金 | | |
| 圧縮積立金 | 295 | 290 |
| 別途積立金 | 16,976 | 16,976 |
| 繰越利益剰余金 | 48,122 | 53,884 |
| 利益剰余金合計 | 67,016 | 72,774 |
| 自己株式 | 2,030 | 2,005 |
| 株主資本合計 | 88,156 | 93,943 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 3,510 | 3,024 |
| 繰延ヘッジ損益 | 8 | 4 |
| 評価・換算差額等合計 | 3,501 | 3,020 |
| 新株予約権 | 67 | 36 |
| 純資産合計 | 91,725 | 97,000 |
| 負債純資産合計 | 119,718 | 123,380 |

【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | 当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 1 98,053 | 1 97,304 |
| 売上原価 | 1 70,722 | 1 69,838 |
| 売上総利益 | 27,330 | 27,465 |
| 販売費及び一般管理費 | 2 16,137 | 2 16,324 |
| 営業利益 | 11,193 | 11,140 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び受取配当金 | 1 650 | 1 828 |
| その他 | 1 730 | 1 553 |
| 営業外収益合計 | 1,381 | 1,381 |
| 営業外費用 | 274 | 528 |
| 経常利益 | 12,299 | 11,993 |
| 特別利益 | | |
| 事業譲渡益 | 1,635 | - |
| 特別利益合計 | 1,635 | - |
| 税引前当期純利益 | 13,935 | 11,993 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,242 | 3,380 |
| 法人税等調整額 | 161 | 16 |
| 法人税等合計 | 4,403 | 3,363 |
| 当期純利益 | 9,532 | 8,629 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---------------------|-------|--------|----------|---------|-------|----------|--------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 |
| | | | | | | 圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 9,891 | 13,277 | 0 | 13,277 | 1,622 | 281 | 16,976 | 40,978 | 59,859 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | | 169 | 169 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 9,891 | 13,277 | 0 | 13,278 | 1,622 | 281 | 16,976 | 41,148 | 60,029 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | 2,544 | 2,544 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 9,532 | 9,532 |
| 圧縮積立金の積立 | | | | | | 14 | | 14 | - |
| 圧縮積立金の取崩 | | | | | | 0 | | 0 | - |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | | |
| 新株予約権の行使 | | | 1 | 1 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 1 | 1 | - | 13 | - | 6,973 | 6,987 |
| 当期末残高 | 9,891 | 13,277 | 1 | 13,278 | 1,622 | 295 | 16,976 | 48,122 | 67,016 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|-------|--------|--------------|---------|------------|-------|--------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 2,334 | 80,694 | 2,205 | 1 | 2,206 | 77 | 82,978 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | 169 | | | | | 169 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 2,334 | 80,864 | 2,205 | 1 | 2,206 | 77 | 83,147 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | 2,544 | | | | | 2,544 |
| 当期純利益 | | 9,532 | | | | | 9,532 |
| 圧縮積立金の積立 | | - | | | | | - |
| 圧縮積立金の取崩 | | - | | | | | - |
| 自己株式の取得 | 3 | 3 | | | | | 3 |
| 自己株式の処分 | 299 | 299 | | | | | 299 |
| 新株予約権の行使 | 8 | 9 | | | | | 9 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | 1,304 | 10 | 1,294 | 9 | 1,285 |
| 当期変動額合計 | 304 | 7,292 | 1,304 | 10 | 1,294 | 9 | 8,577 |
| 当期末残高 | 2,030 | 88,156 | 3,510 | 8 | 3,501 | 67 | 91,725 |

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---------------------|-------|--------|----------|---------|-------|----------|---------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | 圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 9,891 | 13,277 | 1 | 13,278 | 1,622 | 295 | 16,976 | 48,122 | 67,016 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | 2,871 | 2,871 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 8,629 | 8,629 |
| 圧縮積立金の積立 | | | | | | 7 | | 7 | - |
| 圧縮積立金の取崩 | | | | | | 12 | | 12 | - |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | |
| 新株予約権の行使 | | | 3 | 3 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 3 | 3 | - | 4 | - | 5,762 | 5,757 |
| 当期末残高 | 9,891 | 13,277 | 4 | 13,282 | 1,622 | 290 | 16,976 | 53,884 | 72,774 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|-------|--------|--------------|---------|------------|-------|--------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 2,030 | 88,156 | 3,510 | 8 | 3,501 | 67 | 91,725 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | 2,871 | | | | | 2,871 |
| 当期純利益 | | 8,629 | | | | | 8,629 |
| 圧縮積立金の積立 | | - | | | | | - |
| 圧縮積立金の取崩 | | - | | | | | - |
| 自己株式の取得 | 1 | 1 | | | | | 1 |
| 新株予約権の行使 | 27 | 30 | | | | | 30 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | 485 | 4 | 481 | 30 | 512 |
| 当期変動額合計 | 25 | 5,786 | 485 | 4 | 481 | 30 | 5,274 |
| 当期末残高 | 2,005 | 93,943 | 3,024 | 4 | 3,020 | 36 | 97,000 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料は、移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっております。

貯蔵品は、最終仕入原価法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---------|--------|
| 建物 | 6年～50年 |
| 構築物 | 7年～50年 |
| 機械装置 | 4年～25年 |
| 車両運搬具 | 4年～10年 |
| 工具、器具備品 | 3年～20年 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段 為替予約
- b ヘッジ対象 外貨建予定取引

ヘッジ方針

外貨建予定取引に関しては、為替予約を付し為替変動リスクをヘッジする方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については振当処理のみであるため、ヘッジ有効性は明らかであります。

(2)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3)消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

| | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 短期金銭債権 | 1,678百万円 | 3,943百万円 |
| 短期金銭債務 | 3,036百万円 | 2,972百万円 |

2 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

| | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| アイカインドネシア社 | 1,101百万円 | 844百万円 |

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

| | 前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) | 当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) |
|-----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業取引による取引高 | | |
| 売上高 | 2,551百万円 | 2,375百万円 |
| 仕入高 | 19,364百万円 | 18,747百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 449百万円 | 574百万円 |

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度80%、当事業年度80%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度20%、当事業年度20%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) | 当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) |
|----------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 広告宣伝費 | 1,524百万円 | 1,457百万円 |
| 荷造運搬費 | 4,691百万円 | 4,838百万円 |
| 給与及び賞与 | 4,110百万円 | 4,118百万円 |
| 賞与引当金繰入額 | 681百万円 | 706百万円 |
| 退職給付費用 | 225百万円 | 199百万円 |
| 減価償却費 | 695百万円 | 617百万円 |

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式22,642百万円、関連会社株式571百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式19,548百万円、関連会社株式571百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| < 繰延税金資産 > | | |
| たな卸資産 | 18百万円 | 11百万円 |
| 賞与引当金 | 387百万円 | 379百万円 |
| 未払事業税 | 183百万円 | 125百万円 |
| 貸倒引当金 | -百万円 | 4百万円 |
| 未払役員退職慰労金 | 11百万円 | 0百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 162百万円 | 268百万円 |
| 新株予約権 | 21百万円 | 11百万円 |
| その他 | 194百万円 | 232百万円 |
| (A) 繰延税金資産合計 | 979百万円 | 1,034百万円 |
| < 繰延税金負債 > | | |
| 圧縮積立金 | 140百万円 | 127百万円 |
| 土地時価評価差額 | 149百万円 | 141百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,310百万円 | 1,028百万円 |
| その他 | 119百万円 | 120百万円 |
| (B) 繰延税金負債合計 | 1,718百万円 | 1,418百万円 |
| 繰延税金資産の純額 ((A) + (B)) | 739百万円 | 383百万円 |

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | 前事業年度 (平成27年3月31日) | 当事業年度 (平成28年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 流動資産 - 繰延税金資産 | 691百万円 | 651百万円 |
| 固定負債 - 繰延税金負債 | 1,430百万円 | 1,035百万円 |

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。この法定実効税率の変更による影響額は軽微であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

| 区分 | 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 |
|--------|-----------|--------|-------|-------|-------|--------|---------|
| 有形固定資産 | 建物 | 4,962 | 35 | 6 | 310 | 4,680 | 7,685 |
| | 構築物 | 374 | 21 | 0 | 49 | 346 | 1,963 |
| | 機械及び装置 | 1,938 | 454 | 0 | 658 | 1,734 | 15,943 |
| | 車両運搬具 | 48 | 31 | 0 | 30 | 49 | 332 |
| | 工具、器具及び備品 | 502 | 112 | 0 | 251 | 363 | 4,942 |
| | 土地 | 5,987 | - | 616 | - | 5,370 | - |
| | リース資産 | 130 | - | - | 43 | 87 | 227 |
| | 建設仮勘定 | 167 | 773 | 655 | - | 284 | - |
| | 計 | 14,112 | 1,429 | 1,279 | 1,344 | 12,916 | 31,095 |
| 無形固定資産 | ソフトウェア | 327 | 92 | - | 133 | 285 | - |
| | その他 | 73 | 102 | 92 | 2 | 81 | - |
| | 計 | 401 | 194 | 92 | 136 | 367 | - |

【引当金明細表】

(単位：百万円)

| 科目 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 貸倒引当金 | - | 23 | - | 23 |
| 賞与引当金 | 1,176 | 1,230 | 1,176 | 1,230 |

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特記事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|----------------|--|
| 事業年度 | 4月1日から3月31日まで |
| 定時株主総会 | 6月中 |
| 基準日 | 3月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 3月31日、9月30日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り・売渡し | |
| 取扱場所 | (特別口座) 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | - |
| 買取・売渡手数料 | 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 |
| 公告掲載方法 | 公告掲載URL http://www.aica.co.jp/ (注)2 |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注)1 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

(注)2 電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じた時には、日本経済新聞に公告いたします。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

| | | | | |
|-------------------------------|--|----------------------------|---|---|
| (1) 有価証券報告書 及びその添付書類並びに確認書 | 事業年度 (第115期) | 自 至 | 平成26年4月1日 平成27年3月31日 | 平成27年6月25日 関東財務局長に提出 |
| (2) 内部統制報告書 及びその添付書類 | 事業年度 (第115期) | 自 至 | 平成26年4月1日 平成27年3月31日 | 平成27年6月25日 関東財務局長に提出 |
| (3) 四半期報告書 及び確認書 | (第116期 第1四半期) (第116期 第2四半期) (第116期 第3四半期) | 自 至 自 至 自 至 | 平成27年4月1日 平成27年6月30日 平成27年7月1日 平成27年9月30日 平成27年10月1日 平成27年12月31日 | 平成27年8月6日 関東財務局長に提出 平成27年11月6日 関東財務局長に提出 平成28年2月5日 関東財務局長に提出 |

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成27年6月26日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月23日

アイカ工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白田英生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎裕司

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイカ工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイカ工業株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アイカ工業株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アイカ工業株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月23日

アイカ工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白田英生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎裕司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイカ工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第116期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイカ工業株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。